

## 資料

沖縄法政研究所フォーラム 第15回シンポジウム

# 法律学と経済学の交錯 — 沖縄への提言 —

開催日時 2016年11月5日（土）13：30～17：35

開 場 沖縄国際大学13号館301教室

### 〔開催趣旨〕

現在、グローバル経済が進展していますが、経済政策にはその根拠となる法制度が存在しています。例えば、ある経済政策を遂行するなかで問題が生じた場合、実行性ある制度設計が求められ、新たな法制度の構築が必要になってきます。

沖縄は古くからアジア諸国を相手に交易・中継貿易を行い、万国津梁としての役割を担ってきました。沖縄の地理的優位性がアジアの経済発展にともない、再び注目されています。沖縄には、成長著しいアジアの活力を取り込むための「沖縄経済特区」に関する特別な施策があります。沖縄経済を牽引している産業は、「沖縄経済特区」と関連が深いと思われます。沖縄経済のリーディング産業の一つは観光業であり、次いで情報通信関連産業が挙げられ、さらに近年注目されている物流ハブ構想も存在します。これらは、全て沖縄経済特区に指定されている産業です。

このような現状を踏まえ、当研究所では法律学と経済学の観点から沖縄の未来を考えるシンポジウムを開催します。基調講演では、浜田宏一氏が世界経済と日本経済の現状を分析しつつ、沖縄の可能性と課題を探ります。続いて、徳本穰氏が経済政策を取り巻く世界と日本の法制度の潮流を紐解きます。

パネリストは、伊達竜太郎、鈴木和子、桑田保広の各氏がつとめます。伊達氏は、沖縄経済特区と沖縄振興特別措置法との関係性などを明らかにします。鈴木氏は、沖縄経済特区の優遇税制について言及します。桑田氏は、物流ハブにおける実際の取り組みを紹介します。その上で、基調講演で明らかになった沖縄の可能性と課題を踏まえて、沖縄経済特区などのテーマについて、法律学と経済学の立場から、課題に対する解決策を探るべく、新たな提言を行う予定です。コーディネーターは普久原均氏がつとめます。

シンポジウムを通して「沖縄の未来を考える」機会になることを願っています。

## 基調講演

沖縄の可能性と課題—経済学の視点から—

浜田宏一 イェール大学名誉教授／内閣官房参与

沖縄の可能性と課題—法律学の視点から—

徳本穰 沖縄法政研究所特別研究員／筑波大学法科大学院教授

## パネルディスカッション

### パネリスト

沖縄経済特区と沖縄振興特別措置法との関係性

伊達竜太郎 沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部准教授

沖縄経済特区の優遇税制

鈴木和子 鈴木和子税理士事務所所長

物流ハブにおける実際の取り組み

桑田保広 株式会社 ANA Cargo 沖縄統括室担当部長

浜田宏一 イェール大学名誉教授／内閣官房参与

徳本穰 沖縄法政研究所特別研究員／筑波大学法科大学院教授

### コーディネーター

普久原均 沖縄法政研究所特別研究員／琉球新報編集局長

### 司会

石川朋子 沖縄法政研究所研究助手／沖縄国際大学非常勤講師

## 主催者挨拶

○司会：石川朋子

定刻になりました。本日の総合司会をつとめます沖縄法政研究所研究助手の石川朋子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

では、本日の主催であります当研究所所長の稲福日出夫より、皆様にご挨拶申し上げます。

○稲福日出夫 沖縄法政研究所所長／沖縄国際大学法学部教授

皆様こんにちは。法政研所長の稲福です。世界のウチナーンチュ大会の余韻もいまだ冷めやらぬという感があります。また本日、いろいろなところでさまざまな、魅力的な催し物がございます。その中で「法律学と経済学の交錯」という、どう読んだって固いタイトルの法政研の催しに、どれだけの方がこの会場にお越しくくださるのか、今日の午前中ずっと心配しておりました。このように大勢の方がご参加くださり、大変うれしく思っております。

今日のフォーラム、配布資料の1ページにもございますように、まず基調講演をお二人の先生方からいただきます。経済の方面から浜田宏一様、法律の側面から徳本穰様、このお二人に基調講演をいただいて、その後、パネルディスカッションに移ります。鈴木和子様には、税制面のほうから、それと桑田保広様には実務の面で実態はどうなるかという点をご報告いただきます。さらに、うちの所員の伊達竜太郎さんからは沖縄経済特区の周辺のことを語っていただきます。本研究所の特別研究員であり、琉球新報の編集局長であります普久原均さんにコーディネーターをお願いしております。

本日、世界的な経済学者であります浜田宏一さんをお呼びできたのは、所員の伊達さん、そして気鋭の法学者であります徳本さんのご尽力によるところが大きいということを一言申し添えておきます。お二人のご努力があって、アメリカのポストンから浜田先生をお呼びすることができました。今日のフォーラムの趣旨は、資料の表紙裏にその意図がつけられております。ぜひ目をお通しください（P143開催趣旨参照）。その最後に、「シンポジウムを通して『沖縄の未来を考える』機会になることを願っています」と記されております。今日のこの時間空間の中で、我々沖縄の未来にとって豊かな生活、幸せな人々の暮らしのあり方というのはどういふも

のなのかを考える一助となることを願っております。

何分、5時半までの長時間でございます。どうぞ最後まで皆さんのご清聴をお願いして、主催者の挨拶といたします。

### ○司会 (石川)

それでは基調講演に移らせていただきます。本日、時間がかなり制約されていますので、プロフィール等については配布資料の2から3ページをご覧ください。

では、イェール大学名誉教授、内閣官房参与の浜田宏一様、ご登壇のほどよろしくお願いいたします。

## 基調講演

### 沖縄の可能性と課題 —経済学の観点から—

講師 浜田宏一 イェール大学名誉教授／内閣官房参与

浜田宏一です。今、家族がアメリカに住んでいまして、選挙はどうなるのかなと聞いたところ、FBI長官が、ヒラリーのメールを押収し、再調査すると言ったので、急にトランプが盛り返していると。昔、修身というのがありましたが、そこに書いてあることは全部無視するような人ですよ。暴力も振るうし、税金も払わない、そういう人がアメリカのカウボーイ精神というか、アメリカの中にも政府に不満な階層の人がいまして、そういう人の意見を受けて、もう30～40%が不在者投票をしているのではないかと心配ないのではないかと僕が言ったら、「いや、トランプ氏が出てきて、州によっては今までの投票を変えることができる。だからトランプに変えてくれ」と有権者に頼んでいるそうです。これは日本にも色々無駄なことをトランプ氏は既に言っていますので、深刻なことだと思いますが、我々を変えるわけにもいかないので、待つしかないということです。

本日は、特に今日の報告者の徳本先生と、それから以前何度も沖縄に来るたびにお世話になりました県庁の玉城さんのおかげで、こういう機会が再び訪れたことを大変嬉しく思います。

また、沖縄に来て、とても驚きました。空港からの道も街もホテルも、素晴らし

く近代的になった。日本経済は低迷している。しかも沖縄も苦勞しているという割には、街がキレイになって、盛んになっているのは大変嬉しいことです。東京もそうですし、あまり経済がうまくいっていない大阪に行っても、ビルが新しく建て替わっていて、北海道の根室や釧路に行っても、同じ状況でした。

ここの部分は前座ですが、日本銀行の職員の人で国民所得を計算するときに、分配国民所得、どれだけ我々の収入があったかを元に計算し、指摘をする人がいます。バブル経済のとき、1回目か2回目の講義に、国内で作られるものと、それを使い支出する額と、それが収入や付加価値として配られる額、等しい三面等価の法則を習うのですが、最後のことをしっかり考慮した統計がない。そこで、日本銀行の方が税務統計を使って計算し、税務統計を使って計算してみると、例えば四半期のデータがないとか、様々なことがあるわけです。ともかく1、2年前のデータで、日本の国民所得、GDPは約30兆円、1%増えるという話があって、本当に税金は真実を申告するののかという話があり、過小に申告しているのですね。過大には申告しないわけですから。それで計ったGDPなどは、過小推計となっても過大推計にはならない。ですから、30兆円かさ上げするということは、成長率が毎年あります。30兆円ずつ上がれば、これに越したことはないが、そうはいかないけれども、すごく朗報であります。

それから、GDP統計を作る本家の、私も以前にいた内閣府の研究所ですが、そこで新しい国際基準で国民所得を計算し直してみると、どうも20兆円ぐらいはかさ上げできると。その理由は、我々は技術開発のために様々な費用を払うわけですが、それは今の国民所得統計では損金扱いらしい。しかし、そのときには必ず知的財産というか、知的な価値が生まれているわけですから、別に消費支出ではなくて、やはり将来に残るものが入っている。そういう意味で投資として考えると、経費として払ったR&Dが投資として計上される。そうすると、国民所得の一部を引いていたものが足されるわけです。

日本人が豊かになったらしいということを見るには、国内で今、どのくらい生産されているかを見る雰囲気ではなくて、むしろ国内の日本の居住者がどれくらい豊かになっているかで見べきです。そういう概念が国民総所得、GDPではなくてGNI、「Gross National Income」というが、それを計ると、やはり20兆円ぐらい。

そうすると、違った年の統計なので、出すのは多少問題もありますが、今500兆円ぐらいあるGDPのうち、60兆円ぐらいは過小評価であると。一億総活躍とか言っていて、僕も80で働いているから頑張っていけるという、安倍内閣の第二弾の三本の矢がありますけれども、それを600兆円に持っていきたいと。500兆を600兆にすることは大変ですけども、今の統計が正しいと、もう3分の2ぐらい、あるいは60%は達成されているというのが、日本の明るい兆候だと言っても良いと思います。

沖縄については非常に明るいニュースが多く、一つは内閣で地域動向調査という国民所得統計の補助のようなものがありまして、有効求人倍率は、今まで沖縄はいつも低迷していた。有効求人数1人に4人、悪いときは9人とか、そういう状態で職のほうが少ないわけですが、今は「1」に近付いたということで、トレンドとして見ると、沖縄の経済は明るい兆しが次々と見えてきているように思いました。

もっとグローバルに関して、本日、富川先生にお話を伺いましたが、沖縄は、現在、所得がどれだけ上がったとか当期で見るだけではなく、アジア経済戦略構想という形で、将来の沖縄や日本が、アジアや東南アジアに向けて発信していくときの架け橋になりたいと。そういうことが実現していくと、那覇空港をハブにして新鮮な野菜などをアジアの各都市に配送するというものは一つの例です。沖縄は今まで基地の問題など様々な問題を抱えているわけですが、そういうことがもう少しグローバルに長期間の展望を持って解決しつつあることは、大変お喜びしたいことだと思います。そういう街の雰囲気があり、前向きに沖縄の姿勢が変わっていることは、大変嬉しいことだと思います。

本日しゃべる内容で、アベノミクスの題も選んだのですが、一つは経済、法律、あるいは自然科学がある。学問では分かれますが、問題を解くときには、そういうものが一緒に協力し合わなくてはいけない。それから、他の学問を学ぶということは、自分のやっている学問にも役に立つと。そういう学際や業界領域の研究は非常に重要だと思います。そのためには、自分の領域について深く理解していないと、いくら他の分野を見ても、学問は進歩しないことも同時にあるわけですが、そういうお話をしたいと思います。

私のスライド7ページを見て頂くと、安倍総理にお話ししたいことも含まれていますが、私個人の意見が主ですので、内閣がこういう方針を持っているというわけ

ではありません。

私は、法学を学生の頃にやり始めたけれども、多くの記憶をしなければならないことが非常につらい学問でした。経済の論理というのは、AがあればBが起こるといふ普通の論理ですが、法律の論理は、例えば、Aを相手に説得するにはどうしたら良いかということが主に考えられています。それは重要なことですが、今、裁判をやりますと、実際にこうですよというのは分かっている、政治家などがそれをやってくれる保証はない。色々な意味で説得する技術を学ぶということで、法学の修練もすごく役に立っています。私は当時、数学が好きでしたので、経済学の方が向いていると思って、経済学の方に変わって、それからあまり勉強がつかないと思っただけではなく過ごすことができています。

法律には東大の法学部の偉い先生で川島武宜という先生がいて、その先生が言われたことで覚えていることとして、人間の頭は、独創的なことをすぐに考えられるとは限らないと。だから、独創的なことをしようと思ったら、他の領域で起こっていることを、こちらでも使えないかを考えてみると、違ったアプローチが出てくるということを言われていて、そういうことは法律と経済を学ぶときにも色々役に立つことだと思います。

本日の議論で二つ申し上げたいことがありまして、一つは沖繩が置かれている状態をどう考えるかということ、これは法律や経済ではなく、政治経済学と呼ばれる分野のアプローチが非常に役に立つということです。リベラル国際政治経済学とか言うのですが、政治学は昔どうだったかということではなく、それぞれ世界の様々な人々・団体・国が、自分のやり遂げたい意図や目標を持っています。それを達成するには一番どうしたらいいかを競い合っているというように考えます。ですから、経済学は、収入が与えられたとき、いかに我々が満足するように消費したり、投資したりと考えるわけです。それと同じように、国も様々な制約や条件があると。そこで経済学的手法も使えるわけです。ただ、日本は様々な形で非常に良く成長している。文化が豊かであり、トランプみたいな人が出てきても、そういう人は日本にもいると思いますが、格好いとばかり喝采が集まらないような社会だと。そういう日本の、限定された意味で品格がある国家が世界の弱肉強食の中に置かれたときに、どう対処していくかということ、日本の国益を考えてやる必要があるというこ

とが一つの事実ですね。そのためには、国と国がゲームをしているとか、そういう議論などが経済学の知識も含めて出てくるわけです。

しかし、もう一つ重要なことは、国は一人の人ではないと。地域や各個人が、それぞれ違った目標を持っています。国としては、中国や韓国があり、それぞれの地域や個人を守らなくてはいけない。ですから、憲法改正の、この辺は本当に私個人の意見ですけれども、防衛の方は日本でもっと現実的にならなくてはいけないだろう。日本人が今まで獲得し得た人権とか、民主主義とか、国民に主権があることなどまで改正しようということには絶対に反対です。そういうことをすれば、日本は中国と同じようになってしまう。中国のやっていることは、警察が来て捕まえてしまう。そういう意味では、日本の戦前の特高警察があったような時代ですね。余談になりましたけれども、これは全く私の意見で、安倍内閣の意見ではありません。

そういったことで日本は守らなくてはいけないですけれども、そのためには様々な費用がかかります。沖縄に関して言いますと、戦中から沖縄の方々は大変犠牲を払ってきた上に、基地などのしわ寄せが全部一地域に来ていた。我々県外の人間は、そういうことを考えながら行動しなくてはいけないし、日本を守るために他で基地を持つことができない場合には、沖縄の方には日本全体のためにある程度の犠牲は払わざるを得ないと考えて頂くことができるかというコンピネーションが必要になってくると。そういう意味で、ゲームで言いますと、日本の利害やアメリカの利害となるわけですが、日本国内の様々な人の利害が別に影響を受ける。それを国内の政治などでいかにうまくやっていって、日本全体が安泰であり得るかということを考えなくてはいけない。これは私も具体的な回答はないのですが、そういう問題であるということは申し上げたいと思います。原発もそうですね。大雑把に見ますと、原発があることによって色々なエネルギーが節約できて、国民全体は豊かになるかもしれない。しかし、あるときには、一定の地域の住民がものすごく大きな犠牲を払わざるを得ない。そういうものをどこまで許していくか、国全体の利害と地域の利害とが相反すると。私はそれだからどうせよとは言えませんが、政治経済学的に考えますと、ゲームの主体は一つではなく、色々な利害を異にする人が入っていると。それをどのように実行していくのが、政府や住民にとっても、色々難しい問題を含んでいます。



なお、沖縄は、ある意味で、元は日本の一部であるかどうか分からないようなときに、外交の才能があったと思うわけです。中国とも話さし、朝鮮とも話さし、日本とも薩摩藩とも。ベトナムなどに行きますと、比較的そういうことがあって、ベトナムも中国とか、色々な国と付き合っていて、非常に人当たりが良く、外交の手腕があるらしい。ですから、ベトナムに行って優しいことを言われたら気をつけてと言った人もいますが、そういうことが悪いのではなくて、むしろ様々な対立する力の間で、如何に上手く交渉していくかということは、沖縄も含めて一つの大きな長所や能力であると感じます。僕が残念だと思うのは、アメリカは嫌いだということで、色々なリソースがあったのに、沖縄の人は必ずしも英語が上手くならなかったというところは無駄遣いだと思います。今日のシンポジウム前に富川先生に前向きな沖縄構想ということも伺い、時間的にも地域的にも沖縄の可能性が広がったところで、様々な利害に反対することだけに注意を向けられないような新しい方向が生まれてくるという意味で、アジア経済戦略構想は、非常に良い方向であると思います。

経済特区について申し上げますと、これも法律と経済学の面白いところで、経済学だと国や世界があるとかですが、特区は其中で囲い込みをするわけです。自由貿易地域というときには、外に国を広げて、そこで自由貿易の利益を享受しようという話ですけれども、特区は国の中に内部で地域を囲い込んで、そこで外国と自由に貿易することができるとか、そこでは違った新しい医学や保健制度を少し修正して変えることができるとか、様々なことが言われます。経済学のモデルは一国だけとか、需要と供給が一致して、大体思ったような結論しか出てきませんが、特区はこの部分だけで外国と自由に交渉し、貿易していいと。様々な経済の法則や目新しいことが出ており、私も論文を書いていたわけです。

そのときに、一般的には政府でも堰を作ったり、堰を外したりすると、そういうものが流れるので、止めていた人が反対する。例えば、成田にたくさんの交付金をあてがうのはいいけれども、羽田にしたら成田が困ると言って、千葉県知事が東京に来て陳情をすることで、我々にとっては羽田が増えるという問題です。アベノミクスで言えば、古い第三の矢の構造改革。やろうとすると自由化などということで、必ず政府が今まで享受していた様々な特権を保つために反対すると。そういうことがいつも行われます。ですから、今、伺っているところによりますと、

特区の方向は良いけれども、スピード感が官僚やその他の人々の抵抗で遅くなっていることが問題だと思います。ですから、我々は水に頼っておりますけれども、普通だと水は平たくなるように調整するわけですが、そこに何か堰を設けて、様々な経済活動が起こりやすくしたり、起こりにくくしたりするというのが特区で、あるいは堰がある場所を外すというようなこともできると。そうしたときに、その堰があることによって利益を受けていた人などが反対してくるのです。

そして、一つ重要なことは、情報の問題ですね。特区はショーウィンドーであると言われます。この営業しかできないと日本人は思っていたけれども、特区を創設してみたら、そこでは医療ができるということで、日本の社会の仕組み、政治の仕組み、行政の仕組みとは違ったやり方があって、それが非常に効果を発揮することがあるというのが、国民もそばで見ていて分かるわけですね。

少しアベノミクスに戻りますけれども、アベノミクスが始まったときは、それまでは金融政策があまり効かないと言われていました。金融は究極的に紙を刷ることですから、それが生産性を上げたりするには限りがあるという考え方が強かった。しかし、今の副総裁の岩田規久男さんは、人々の期待などを十分に考えてやれば、紙を刷ることでもできると。安倍総理もそういうことで説得されて、黒田さんの元で、1、2年目は非常に上手くいったということです。一つは、これからインフレ的な社会が来るぞということを皆に思わせたので、皆がお金にしがみつくなくなって、お金を使おうとしたのです。それが2013年や2014年あたりのアベノミクスの成功、特に一の矢の成功であったわけです。ところが、消費税にもそれなりに理由があるので、全部悪いわけではないですが、それを3%増税するということは、大体二乗で増えるくらい大きなコストが加わり需要が減ってしまい、今は金融政策があまり働かなくなってきました。金融政策が働くのは、円安の方向に動きますので、それで働いていた面もあるわけです。人々の期待がインフレに戻ったことから、いわゆる近隣窮乏化と言われる施策を推奨しましたが、窮乏化には相手国がしっかり金融政策を行ってくれなければならないというのは、私も学術論文などで書いています。今それが上手く機能していないのは、金融政策をやって金利を下げている部分を安くしようと思って、外貨市場に影響があるかと思うと、将来アメリカは金利を上げるという予想の下で、円安の方向に投機されます。他方で、今はトランプ

が大統領になったら大変だから、円高の方向に投機されていると思います。今ランプがなったらアメリカはめちゃくちゃになるから、日本の円は安全資産として買おうということになるわけです。

外国為替を通じたチャンネルがうまく働いていないと。それから期待も1回目のときは、アベノミクスでインフレの社会になると皆は思ったけれども、ならないではないかということで期待も働いていない。消費税も上げてしまって、我々の財布が影響を受けてしまったと。

最近の世界のマクロ経済学の最先端は、国民の財布が豊かでないと経済は成長しないという考え方をはっきり打ち出すようになってきています。政府の赤字が心配だというのは二次的なことであると。世界一流の理論経済学者が今真剣に勉強するようになってきている。だから、消費税を上げたのは、我々はもう少し強く反対をすべきだったし、将来上げるというのが分かっていると、やはり皆はオアシスが行く手に見えるように消費しようとする。要するに、消費をするためには、自分の収入が現在も将来もある場合、あるいは資産を多く持っている場合です。それに直結しようとして経済学が今入ってきている。安倍首相は、例えば、2018年や2019年などに消費税はインフレ目標が達成されなければ反故にすると発言しました。そういうことを私も提唱しているが、今までの党内・各省・旧民社党の中の約束などもありますので、どうなるかは分かりません。そういう話は、後ほどもう少しいたします。どうもありがとうございました。

#### ○司会：石川

どうもありがとうございました。大変短い時間でのご講演で申しわけございませんが、ちょうど40分という時間になりました。もう一度、浜田宏一様に拍手をお願いします。

続きまして、基調講演、皆さんの資料で言いますと、12ページから26ページの徳本穰先生にご講演をお願いします。徳本先生がインターネットをご使用ですので、準備の間、しばらくお待ち下さい。

準備も整ったようです。今度は法学の観点から、当研究所の特別研究員でもある筑波大学法科大学院の徳本穰教授に基調講演をお願いします。よろしくお願ひいたします。

## 基調講演

### 沖縄の可能性と課題 — 法学の観点から —

講師 徳本穰 沖縄法政研究所特別研究員／筑波大学法科大学院教授

ただいまご紹介に預かりました徳本と申します。どうぞよろしくお願いたします。着席をさせて頂いて、お話しをさせて頂ければと思います。

本日はこのような貴重な機会を賜りまして、主催者の沖縄国際大学沖縄法政研究所の先生方、特に稲福先生、照屋先生、脇阪先生、伊達先生、石川様にも心より厚く御礼を申し上げます。また、共催者の沖縄税理士会や琉球新報社を初め、多くの後援者の皆様方にも心より厚く御礼を申し上げます。また、沖縄県庁の玉城様にも、心から厚く御礼を申し上げます。

講演の内容に立ち入らせて頂く前に、少し私と沖縄のご縁ですとか、浜田先生とのご縁につきましてお話しをさせて頂ければと思います。私は1999年の4月から2003年の3月まで琉球大学法文学部に教員として在任する機会に恵まれました。当時の沖縄では、本日の講演の内容とも関わりますが、いわゆる金融特区や情報特区が創設された時期と重なりまして、私は大学で研究教育に従事しますとともに、これらの特区の創設にも関わらせて頂く貴重な経験をすることができました。例えば、諸外国の特区などとして、アイルランドのダブリンにあるIFSCやポルトガルのマデイラにあるSDMなどを訪問調査いたしましたのも、当時のことでございました。また、当時は、沖縄国際情報金融特区の創設並びに促進協議会なども開催されておりまして、その委員としても様々な審議などに関わらせて頂くことができました。2003年の4月以降も琉球大学の兼任講師として、本日のテーマに関わる企業活動と経済特区に関する法などの講義を法科大学院でさせて頂いて参りましたし、現在は、この沖縄国際大学の沖縄法政研究所特別研究員としても研究に従事させて頂いております。このように、本日の講演の内容に関わるだけでも、今のうちに沖縄とのご縁がございます。他にも、沖縄税理士会、沖縄知の風、沖縄企業誘致研究所などの様々な業務やゼミの学生の皆さんとの交流なども、現在に至るまで関わらせて頂いており、理論的な面を離れまして、そういう感情的な面におきましても、大変お世話になって、また大好きな沖縄が益々発展していった欲しいという

強い思いを持っております。

また、浜田先生とのご縁でございますが、最初に浜田先生にお目にかからせて頂いたのは大学院生のときでございまして、1993年の7月にさかのぼりますけれども、米国に留学をいたしておりました際に、法律的な課題を経済学的な観点から分析する、いわゆる法と経済学のアプローチをとると、果たして法律的な課題がどのように考えられるのかなどにつきまして、当時エコノミックスクールの浜田先生の研究室を訪れて、色々ご教示を頂く機会に恵まれました。以来、本日に至るまで、浜田先生には大変お世話になっております。このように私と沖縄とのご縁や浜田先生とのご縁につきましてお話しをさせて頂きましたが、これから講演の内容に入らせて頂きたいと思えます。

まず、沖縄には特区が存在しております。この特区には、現在の法令の名称によりますと、経済金融活性化特別地区、情報通信産業特別地区、国際物流拠点産業集積地域などの、いわゆる沖縄振興特別措置法などに基づく特区がございます。その他に、沖縄県国際観光イノベーション特区と呼ばれる、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特区が存在しております。厳密にはそれぞれの特区制度によりまして細かな違いがございますが、私のお話の中では、特区とは、一つの国家の領域内における特定の地域において、他の地域では享受できないような税制上の優遇措置や規制緩和などを享受させることによって、例えば、その地域に企業を集中的に誘致することができるようにする仕組みという意味でお話しをさせて頂きたいと思えます。時系列的に見ますと、沖縄の特区、構造改革特区、総合特区、復興特区などを経まして、今日の国家戦略特区に至りますが、私のお話の中では細かな差異を度外視して、言葉の意味や内容としてお話しさせて頂きます。さらに、厳密に特区に限定せず、広く企業を誘致するための主体、例えば、企業を誘致することに成功している米国デラウェア州の状況なども含めて、広く考察していきたいと思えます。

それでは、次の3番目の特区の法というところですが、特区をこのように広く一般的に捉えると、現在の日本を取り巻く状況は、特区を活用しながら企業を集中的に誘致することなどが喫緊の課題になっていると言えます。今日、日本においては、経済及び産業の復興や発展に資すべく、国家戦略特区や産業競争力強化などの施策に見られるように、日本への国際投資を促進することが重要な課題になっておりま

す。このことは浜田先生のご講演にもございましたように、いわゆるアベノミクス  
の一端となっているわけです。しかしながら、この特区を学問的に見る場合、実は  
日本においては、諸外国に比べると、特区自体の経験がこれまでにあまりござい  
ませんでした。この点は、例えば、諸外国では1704年の英国領ジブラルタルとか、そ  
れくらいにまでさかのぼることができますが、日本では、一般的に昭和47年に施行  
された沖縄振興開発特別措置法の中の、沖縄の本土復帰以前から存在していた自由  
貿易地域が始まりと言われております。

そこで、実は、法律学の観点から特区を研究した者はあまり多くはおられません。  
これを経済学の観点から研究されたもので、浜田先生の実験的な論文がございま  
すが、法律学の観点からの研究は、これまであまりございませんでした。そうした数  
少ない法律学の観点からの研究も、実は多くのものが行政法や税法などの研究でし  
て、特区に進出する企業を軸に特区のあり方について研究を行う、いわゆる企業法  
の観点からの研究については、例外的なものを除いて、ほとんど見られない状況が  
ございます。しかし、今日、日本においては、国際投資を促進し、企業を集中的に  
誘致することが喫緊の課題となっており、企業法の観点から特区を研究すること  
には重要な意義があると思われます。そこで、私のお話では、企業法の観点による場  
合に、特区を巡ってどのような法的な課題が存在するのかなどを中心にお話しをさ  
せて頂きます。

それでは、特区を企業法の観点から研究すると、どのような法的課題が存在する  
のでしょうか。重要な例として、私はワンストップサービスと、それを提供する特  
区の管理運営主体のあり方という課題が存在するように思います。この点につきま  
して、企業の誘致にあたり、進出企業が効率的なワンストップサービスなどを享受  
することができるように、機能的な特区の管理運営主体が存在していることが重要  
であると思われます。そして、この特区の管理運営主体と言う場合に、一般的に企  
業の誘致において、例えば、進出予定の企業が、進出に際して必要な情報をパッケ  
ージとして得られ、さらに関連する法務や税務の専門家の紹介なども受けられ、また  
進出の手續についても、基本的にその主体の下で進出の手續を行うことができ、進  
出後のアフターサービスについても、その主体の下で享受することができるような、  
効率的なワンストップサービスなどを提供することができる、機能的な特区の管理

運営主体があることが望ましいと思われます。

そこで、機能的な特区の管理運営主体のあり方については、例えば、その主体の法人形態としてはどのような形態がふさわしいのか、具体的には株式会社などの会社という形態なのか、あるいは国や地方自治体の機関という形態なのかなど、どのような法人形態を選択すべきかが問題となってくるように思われます。また、このことは何も特区に限定したことでありませんが、企業を誘致するための主体として、一般的にどのような法人形態の主体がふさわしいのかという形でも問題となり得るように思います。

特区の管理運営などである事業を行うにあたり、その主体となる法人の形態として、どのような法人形態を選択すれば、事業の遂行にあたって最も良く機能して最大の効果を上げることで、最もふさわしい形態といえるのかという、いわば法人形態論や企業形態論ということが問題意識してあるわけです。この点について、諸外国における特区の管理運営主体の例を見ると、株式会社などの会社という形態、国や地方自治体の機関という形態などが採用されていることが明らかとなります。このように諸外国において、株式会社などの会社という形態をとるものや、国や地方自治体の機関という形態をとるものなどに分化している状況については、各国における特区の管理運営主体の構築の際の歴史的、文化的、政治的、経済的、制度的な諸事情を反映した結果であると推測されます。重要なことは、選択された特区の管理運営主体の法人形態が、果たして最もふさわしい形態となっているのか、言い換えると、効率的なワンストップサービスなどを最大限に提供し得るような機能的な主体となっているのかということであると思われます。この観点から見ると、特区の管理運営主体のパフォーマンスについての実証研究ということも有益であると思われます。

また、さらに進んで、一般的、抽象的な理念系としても、いずれの法人形態が特区の管理運営主体として優れているのか。また、諸外国において、このような特区の管理運営主体などの法人形態が今は分化しているが、今後、例えば、一つの形に収斂していくのかなどということも問題になってくると思われます。これをさらに突き詰めると、特区の管理運営主体の理想的なコーポレートガバナンスが、どのようなものかということに関わってくると思われます。

なお、今から皆様に、諸外国の例について少しご紹介をさせて頂きたいと思えます。ここでは、諸外国の状況について、皆様にインターネット上の写真などもご紹介させて頂きながら、より幅広い観点からお話しをさせて頂きます。これまでに私が現地を実際に訪問した特区の中から、三つほど取り上げさせて頂きます。一つはポルトガルのマデイラ、もう一つが米国のデラウェア州、さらにもう一つがオーストリアのABAの状況についてご紹介をさせて頂きます。

初めに、ポルトガルのマデイラでございます。マデイラは、皆様方、どこに所在しているかをご存じでいらっしゃいますでしょうか。ポルトガルと言いましても、ほとんどアフリカの近くで、ポルトガル本土から沖合1,000キロの洋上に浮かぶマデイラ諸島でございます。今まさに写りましたように、面積的には沖縄の2分の1から3分の2ぐらいでございますが、地形が沖縄とは少し異なり、2,000メートル級の高い山が30近く存在するという地形を持っており、大西洋の真珠と呼ばれております。非常に緑豊か、自然豊かで観光にも力を入れていて、非常に欧州や米国や南米などを通じて有名なところでございます。ここに特区が置かれています。ここは沖縄と様々な類似性がございまして、亜熱帯性気候であることや、コロンブスと関係があり、コロンブスはこの諸島で相手の方と結婚して、航海術を学んで大航海に乗り出したということがありました。当時の琉球王国の地図とマデイラの当時の大航海時代の地図を重ねると、世界地図の左側と右側にマデイラと琉球王国が両方写っているという世界地図もあるということで、貿易を中心に発展してきたという経緯がございます。また、フンシャルという一番中心の場所は、観光が非常に盛んなところです。カジノなども置かれており、大型の客船も到着しています。色々と興味深いところはございますが、私がマデイラを訪れて印象に残っているのは、マデイラの特区を調査して、「マデイラ島がこのような自然や文化や環境の中で、なぜ特区として発展したのか」という質問をしたときに、「法制度などが整備されているおかげです」とおっしゃられたことが、とても印象深いものでした。

次に、SDMという組織が、マデイラ島の特区の管理運営に当たっている主体、マデイラ開発会社と呼ばれるもので、株式会社の形態をとっています。SDMは、とても詳細な情報を提供しておりまして、①会社の組織形態としてどのような形態があるのか、②マデイラの特区に関連する法制度はどのようなものがあるのか、③



世界数カ所に事務所や関連して特派員を置いており、どこに置かれているのか、④特に税制との関係は重要ですので、税制の条約としてどういう条約が結ばれているのかなど、あらゆる細々とした資料が掲載されています。とても充実して広報を行っています。そして、ここを訪れると、ワンストップサービスでほとんど全てのことがS DMで解決されているという状況がございます。

次にデラウェア州の状況でございます。このデラウェア州の場所を皆様ご存じでしょうか。米国の東海岸で、ワシントンDCの近くですが、全米の州の中では最も小さな州の一つでございます。しかし、米国で主要企業の半数近くは、デラウェア州に進出して設立をしております。最初は、なぜ他の州ではなくデラウェア州に進出するのかを巡って、税率が他州に比べて魅力的であるからと言われたときもございました。確かにそういう面もありますが、今日の米国の会社法、企業法の考え方で言われているのは、デラウェア州には企業が進出するにあたって、様々な使い勝手のよい法制度なども整備されている。これは、法律、裁判所の判例、法曹界の伝統などがあり、制度インフラが整っているということでございます。制度インフラとしての企業法が整っていて、企業にとって魅力的であると。その意味で、全米の各州の間における制度インフラとしての企業法の競争に勝利したのがデラウェア州で、だからこそ進出したという評価になっています。

これは、先ほど、なぜマデイラですかとお聞きしたときに、法制度が整っているという答えがあったように、進出する企業にとっては、予測可能性が高く、制度インフラが整っているということが挙げられます。したがって、デラウェア州の状況は、日本や沖縄県にとっても示唆に富むと思われれます。つまり、デラウェア州のように全米の中では小さな州であっても、企業の集積でトップです。魅力あるインフラとしての制度設計などがなされており、その辺を工夫することの重要性を示唆するところがございます。なお、マデイラについては、さらに自然形態、観光、歴史など、沖縄との類似性がさらに高いということになります。

最後に、オーストリアには、ABAという管理運営主体がございます。オーストリアのウィーンでは、オペラなどを観ることができる劇場のそばに、ABAは立地しています。会社の形態としては、オーストリア政府が100%出資をしておりますが、有限会社の形態をとっています。そして、ここもワンストップサービスが充実

しており、ほとんどオーストリアで必要となる全ての折衝の仲介とか、業界テクノロジー、市場の動向、政治、経済的環境の最新データの提供、立地についての助言、法制度上への助言、補助金制度への助言、不動産価格の調査、補助金申請、事業施設許認可などへの立ち会い、それから各地元地域の企業誘致会社との協力、長期的なコンサルティング、プロジェクト実現の二次投資や発展ステップのサービス窓口の提供、そしてここも世界中にネットワークを有し、提携パートナーを紹介しているなど、さまざまなサービスを行い、かつ全て無料で行われております。

特に感銘深く思ったのは、マデイラもそうですが、例えば、進出するときには、税務や法務などの専門家が重要になります。そういう税務事務所はどこがあるのかなどまで連携してバックアップしている。そこに行けば教えてもらえる。そういう意味で、最初から最後までほとんどワンストップサービスで得られるという意味で、非常に充実したところでございます。

以上、駆け足で諸外国の状況を見てまいりました。この点に関連して、日本においても、主に国家戦略特区について、起業の際に必要な官民の手続を一元化するための窓口として、例えば、東京に開業支援ワンストップセンターが、2015年4月1日に開設されている状況がございます。この点について、沖縄県では、特区の管理運営主体として、例えば、沖縄県庁、名護市役所、特定非営利活動法人NDAなどが積極的に企業誘致に取り組んできましたし、取り組みについては私も拝見する機会が多くありまして、非常に充実したものとなっておりますが、さらに充実させていくにあたり、諸外国の例は非常に参考になると思われます。

なお、人材育成と法学教育につきまして、一言だけ触れておくと、まさに、法律学と経済学の今日のテーマに交錯とあるように、法律以外の領域ですとか、法律と関連があまりないような分野ですとか、あるいは法律の中でも先例がない、前例がないような未知の内容ですとか、そういうものに直面したときにも答えを出せるような人材の養成が、法律学の観点でも重要だと思っています。これは、法科大学院などで最近言われ、全国的にも言われますが、司法試験の科目のみしか勉強しない傾向が出ております。まさに今日ございましたように、法と経済学的なものなどについては、司法試験科目ではないからあまり勉強しないことがあるわけですが、実はそういうことばかりをしていると、法律と関連のない分野ですとか、未知の分野

についての答えがなかなか見出せないであろうと思われます。こういうことでは良くて、まさにこのような人材を養成することが重要であろうと考えております。

本日の私のお話では、主に特区などにつきまして企業法の観点から見た場合に、どのような法的課題が存在するのかについてお話しをして参りました。企業法の観点から特区を見る場合、企業の誘致が重要となりますので、機能的な特区の管理運営主体のあり方などが重要となってくるわけです。今日、日本においては、沖縄の特区を初めとして、現在の国家戦略特区に至るまで幾つかの特区制度が見られますが、この特区制度という、いわばハードインフラをさらに拡充しつつ、企業の誘致という特区の持つ機能を最大限に発揮させるように、いわばソフトの面を充実させていくことが重要になっていると思われます。

最後に、これまでのお話の内容を踏まえ、私なりに今後の沖縄のさらなる発展にとって有益と思われる点を幾つか指摘しながら、私のお話を終えさせて頂きたいと思えます。

まず1点目ですが、沖縄県ではこれまでに特区の管理運営主体としまして、沖縄県庁、名護市役所、NDAなど積極的に企業誘致に取り組んできました。その取り組みの充実ぶりは、全国的にも有数のものがございます。これをさらに充実させていくにあたり、諸外国の例のように、沖縄県内にある各管理運営主体間の連携をより一層進められることが有益ではないかと思われます。例えば、沖縄振興特別措置法に基づく特区と、国家戦略特別区域法に基づく特区とは、別の部局で担当されていますが、やはり特区というものを全体として捉えると、観光と企業誘致は連動していると思われます。マデイラの例でもそうだと思います。ですから、それを切り離さずに統一的観点から有機的に連携をされると、さらに良いのではないかと。特に、マデイラ島でも見られるように、税理士会や税理士事務所などの専門的なサービスを提供しているところの連携なども重要であると思われます。

それから2点目ですが、特区と言うと、例えば、近隣の特区、シンガポール、中国、台湾島の特区ですが、競争相手と意識されるわけですし、それはその通りですけれども、視点を変えて、協力相手と捉えることも可能なのではないかと。例えば、沖縄県の特区から遠隔地にあります、世界的に見てパフォーマンスの高い特区と管理運営主体間同士で協定を締結しまして、お互いのメリットを

生かす、あるいは弱点を補うなどのようなことは十分に考えられるのではないかと  
思われます。

3点目に、実は特区の中で進出企業と特区の管理運営主体とか、あるいは進出企  
業間同士で、特に外国資本の場合には紛争が起きることがございます。その紛争を  
解決するときに、日本国内の一般的な法制度の裁判で処理することは、投資家とし  
ては困るという場合が多くあります。そういう場合に、例えば、裁判以外の紛争処  
理で、仲裁などによって処理することはできないか。これは具体的に中国の上海に  
ある自由貿易試験区で導入されておりますが、そういう制度が考えられるのでは  
ないかと思えます。

そして最後になりますが、4点目です。沖縄振興特別措置法は、いわゆる地域振  
興法という位置づけになっていますが、沖縄県が、今後、アジア太平洋地域として  
の地理的近接性や文化的親和性を生かしながら、交流拠点としての役割をさらに発  
揮し、日本全体や沖縄の発展にさらに寄与していく中で、日本全体の発展に資する  
各種施策の先行実施や沖縄独自の施策の実現が必要になると思われます。そういう  
場合に、沖縄振興特別措置法の解釈や、場合によりまして改正において、このよ  
うな観点から解釈や改正が行われることが望ましく、それをより強く全面に出され  
ることが良いのではないかと思えます。以上をもちまして、私のお話を終えさせて頂  
きます。ご清聴、誠にありがとうございました。

## ○司会

どうもありがとうございました。徳本先生にもう一度、拍手をよろしくお願いい  
たします。10分の休憩後、午後3時10分から再開したいと思います。基調講演に対  
する質問用紙はスタッフが回収いたします。

～ 休 憩 ～

## パネリスト報告

### ○司会（石川）

時間になりました。パネリストの報告を始めます。最初の報告者は、当研究所所員で本学法学部の伊達竜太郎准教授、2番目のご報告が鈴木和子税理士事務所所長の鈴木和子様、続いて、ANA Cargo 沖縄統括担当部長の桑田保広様です。コーディネーターは、当研究所の特別研究員でもあります普久原均琉球新報編集局長です。これよりコーディネーターの普久原様に進行をお願いします。ではよろしくお願ひします。

### ○コーディネーター：普久原均

最初に伊達さんにご報告を頂きますので、それでは、ご報告をお願いします。

## 沖縄経済特区と沖縄振興特別措置法との関係性

報告者 伊達竜太郎 沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部准教授

本日は基調講演で浜田先生と徳本先生という、非常に著名な先生方をお呼びすることができまして大変光栄に思いますし、また実務でも大変ご活躍されている鈴木先生、桑田部長、普久原編集局長にも関わって頂きまして、誠にありがとうございます。シンポジウムの開催まで浜田先生との交渉を含めて、徳本先生にご相談させて頂いて3年以上経過しているのではないかと思いますので、ここまで到達できたことに、まずは沖縄法政研究所の関係者の皆様方も含めまして感謝を申し上げたいと思います。

まず、最初に私と浜田先生や徳本先生の関係を述べてから報告に入りたいと思います。私の指導教授だったのが徳本先生でございまして、徳本先生がアメリカでお世話になった先生が浜田先生ということで、個人的に、私は浜田先生の孫ではないかと勝手に思い込んでいますので、今後は浜田先生のご活躍を孫目線で応援していきたいと思っております。

前置きはそのぐらいにして、報告に入っていきますが、私の報告レジュメの全てを網羅的に触れることは時間的に難しいですが、本シンポジウムの目的の一つが沖

縄の経済特区のような政策もあるという広報活動の一環として、皆様と情報を共有したいという思いもあり、今回は詳しくに情報を掲載しています。

まず、法的安定性と法の柔軟性についてです。皆様、法律については、どのようなイメージを持っていらっしゃるでしょうか。一般の方に聞くと、法律は固いイメージがあり、がんじがらめでなかなか上手くいかない場合、変えられないというイメージを持っていらっしゃるかもしれません。一つの側面としては、法的安定性ということで、ある程度、こういう事案が生じたら、こういう法の適用があるということで、ある程度固定した法律は重要なわけです。他方で、法の柔軟性と考えられるのが、例えば、経済政策などを遂行する上で仮に問題が生じた場合で、実効性ある制度設計が求められ、新たな法制度の構築が必要という場合です。例えば、会社法では2005年の会社法大改正が約100年ぶりに行われましたが、その改正前までは、企業のニーズなどを踏まえて、改正が毎年行われていました。そういう意味では、法改正という形で、企業側のニーズを踏まえて法律を制度設計することも可能なわけです。

根本的に、経済政策はその根拠となる法制度が存在しており、例えば、沖縄と結びつけると、沖縄経済特区という経済政策がある場合に、根拠となる沖縄振興特別措置法（沖振法）があります。仮に沖縄経済特区で課題がある場合には、それをどうすれば、より良いものにできるかということで、沖振法の改正ができるかどうかという議論も行われると思います。

先ほど浜田先生と徳本先生から経済学と法律学の観点という広い視野から、世界的な視野から、ご検討を頂きましたので、私からは各論的に、沖縄の経済特区などについて言及していきます。2012年に沖振法改正があり、例えば、沖縄振興計画を策定した国から沖縄県へ移行し、経済特区の創設拡充など、重要な改正が行われています。日本の経済特区は、4種類にまとめられます。日本で初めてできた経済特区としての沖縄経済特区、その次の構造改革特区、総合特区、国家戦略特区という4種類が存在しています。

経済特区の性質による分類として、3パターンに分けられます。①税の軽減・減免を用いる保税特区・税制緩和特区、これが沖縄の経済特区と言われます。②税制以外の規制緩和措置をとる規制緩和特区、これが構造改革特区にあたります。③両

者の機能を併せ持つ税制規制緩和特区で、①と②を合わせるようなものが、総合特区と国家戦略特区と呼ばれるものです。このような分類を踏まえて、国家戦略特区は、全国の中で全10地域が指定されています。沖縄県も、実は国際観光イノベーション特区ということで、観光とイノベーションを二本立てにした特区が存在しています。これはあまり知られていないことかもしれません。沖縄経済特区という広い意味で言うと、二種類があります。①沖縄経済特区という構造改革特区以前のもの、③国家戦略特区、略して観光特区と言いますが、その二つに基づくものです。この二つは根拠法に違いがあり、沖振法と国家戦略特別区域法という法律の主体も異なっています。先ほど徳本先生からお話がありましたが、事業を扱っている沖縄県庁の部署も異なっており、統括的に扱った方が良いのではないかとのご提案を頂きましたが、根本的にはこのような法律の違いもあり、部署も異なっているという現状です。

経済特区の概要に関して、経済特区の目的として、若年者の雇用拡大と地域活性化と言われます。最近では改善しているとはいえ、沖縄県は失業率が高い、特に若年者の失業率が高く、全国一位だと言われますが、経済特区がその課題に貢献できるのではないかと考えています。経済特区の認定企業の優遇措置に関しては、鈴木先生が、詳しくご説明されると思います。

その他にも、企業誘致策が、経済特区は広い意味で県外企業などを誘致するという側面もありますが、経済特区の税制優遇の国税40%控除など以外にも、地方税の優遇措置、通信コストの低減化支援、人材育成支援、様々な助成金などがあり、それらを踏まえて、県外企業は沖縄に進出してくるかどうかを検討している状況にあり、現在は、おそらく税制優遇以外の企業誘致策を当てに、沖縄に進出している県外企業が多いと思われる。

また、沖縄経済特区には、経済金融特区、国際物流特区、情報特区という地域に加えて、その他の特区的な地域として、観光地形成促進地域などもあり、バラエティーに富んだメニューがあります。私の報告では、最初の三つの特区の報告を中心にいきます。

具体的に三つの特区、すなわち物流特区、経済金融特区、情報特区ですが、物流特区は後ほど桑田部長から実務の取り組みを紹介して頂きますので、少し触れる程

度にします。対象業者などに関して、物流特区の事業認定法人が、那覇市10社とうるま市6社の16社です。2012年の沖振法改正以前の沖縄経済特区では、国税の税制優遇を受ける認定企業がゼロでした。もう少し以前は1社ありましたが、その企業は撤退してゼロだったのが、2012年以降に16社へ増えているということで、物流特区は自由貿易地域などを統合して創設されていますが、ある意味、画期的な改正だったのではないかと考えています。

情報特区ですが、観光業が6,000億円規模、IT産業は4,000億円規模に拡大してきています。沖縄県へ進出した情報通信関連企業なども多くの立地数がありますし、特区内の企業立地、雇用者数なども増えている状況にあります。個人的には、企業数や雇用者数を含めると、沖縄経済特区の中で、情報特区が最大の成功事例であると考えております。

経済金融特区の前身の金融特区については、アイルランドの首都ダブリンを念頭に創設されました。ただし、優遇税制があまり使われていない、認定企業がほとんどなかったことから、2014年に経済金融特区を新たに創設したことで、対象産業が金融だけではなく、情報、観光、農業、製造業も含めて5業種に増えています。

経済金融特区の国税の優遇措置を受けるための認定要件の条文では、例えば、従業員要件というものがあります。2012年の沖振法改正で、従業員要件が、情報特区と経済金融特区で10人から5人に、物流特区では20人から15人に要件が緩和されました。改正前は、優遇措置を受けるために、従業員が最低限20人なども必要でしたので、20人を雇うことのハードルが高かったと言われていました。今は5人でも可能な特区もありますので、この改正はかなりインパクトが大きかったかと思えます。ただ、課題としては、雇用形態が正規雇用と非正規雇用を問わず5人以上と考えられますので、個人的には常時使用する従業員の半数以上が正規雇用労働者と考えても良いのではないかと、雇用対策としては考えています。

あとは、設立について若干触れたいと思います。例えば、銀行において、最近、沖縄に鹿児島銀行なども進出してきていますが、銀行を沖縄で設立したわけではなく、本店を置いているわけでもなく、支店形態で進出してきています。ただ、税制優遇を受けるために、現行の沖振法では、支店では要件をクリアできず、設立地と本店所在地が一緒にある必要があり、これはかなりハードルが高いと思われれます。



企業法的な観点で言及すると、個人的には、企業誘致という観点から、支店形態での進出も、優遇措置として認めるべきだと考えております。

他の論点は、パネルディスカッションのときの提言などで触れたいと思います。ご清聴ありがとうございます。

#### ○コーディネーター（普久原）

伊達さん、どうもありがとうございます。私、本研究所の特別研究員で琉球新報の編集局長をしております普久原と申します。本日は進行役を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

私の方から一つだけ、伊達さんにご質問したいと思います。今の伊達さんのご報告で、最後あたりで、常時使用する従業員の数の変化について触れておりましたけれども、沖縄の特区はほとんど導入した時点では常時雇用が20人以上というのが適用条件であったが、それが今、徐々に下がって5人になって、適用企業が増えているという状況があります。この改正が大きかったと、伊達さんはおっしゃりました。沖縄の特区の大きな目的の一つは、失業率の改善や沖縄の雇用情勢の改善であったかと思いますが、そのあたり、今の沖縄の雇用の中心的な課題は、数を増やすということよりも、むしろ雇用の質を改善することだと言われるようになってきています。具体的にいえば、非正規雇用から正規雇用へどれだけシフトさせていくかということが議論の中心になってきていますけれども、そのあたりについて、法制度の設計の面で、伊達さんはどういうふうにお考えかお聞かせ願えますか。

#### ○伊達

ありがとうございます。私も従業員要件に関しては、正規雇用者を半数以上にした方が良いのではないかと提言をしております。それと関連しているかと思えます。普久原さんがおっしゃられたように、失業率を改善するときに雇用の質を上げると、最終的には、沖縄の経済活性化に結び付くのではないかと思います。浜田先生からも、国民の財布が潤えば経済も良くなるというコメントもあったかと思えますが、それとも関連していると思えます。制度設計としては、正規雇用者が増えれば優遇税制をもっと上げていくという段階的な制度設計ができないかなど、個人的には考えております。今の沖振法の中には、そういう制度がございませんので、こういう正規雇用を増やすための施策というのは、沖縄県側としては、正規雇用者

を増やせるというメリットもございますし、失業対策や経済活性化に資すると思います。他方で企業側からしても、税制優遇が受けられるのであれば、メリットがあるのではないかと考えております。このように考えるに至った背景としては、徳本先生や鈴木先生とも研究グループを組んで海外視察も行き、ドイツやオーストリアのウィーンにご一緒させて頂き、オーストリアの企業に訪問した際に、日本から進出している多国籍企業の従業員が100名以上いたのですが、実は全員が正規雇用者ということで、雇用者がかなり守られている法制度になっていました。そのような観点から、企業誘致に成功している地域と沖縄経済特区を比べると、雇用の観点から足りないと思われるので、この提案をさせて頂きました。

#### ○コーディネーター（普久原）

どうもありがとうございました。続きまして、鈴木さん、ご登壇願います。

## 沖縄経済特区の優遇税制

報告者 鈴木和子 鈴木和子税理士事務所所長

皆様こんにちは。税理士の鈴木和子と申します。本日は、このような機会を与えて頂きまして、大変ありがとうございます。

8年前、日本税理士会連合会の研究発表で、この沖縄経済特区の優遇税制をテーマに取り上げました。沖縄のための優遇税制がなぜ知られていないのか、そして、なぜ活用されていないのかという素朴な疑問から研究調査を行いました。皆様からご紹介がありましたように、日本には沖縄以外にも特区税制があります、沖縄特区税制は国内で最も古い歴史があります。

さて、経済特区の優遇税制は、何の目的で誰のために設けられているのでしょうか。そもそも経済特区を設ける目的は、地域に核となる産業を集積して、地域経済に貢献し、雇用を広げ市民の生活を豊かにするためです。そのために高度な技術や新しい知識を持つ企業を国内外から誘致し、産業を発展させることが重要です。しかし、企業誘致活動は、沖縄だけで行っているわけではなく、例えば、一般社団法人の日本立地センターが行っているアンケート調査では、何と全国の各自治体のう

ち8割以上が企業誘致に積極的に取り組んでいるという結果が報告されております。

企業誘致の競争は国内だけではなく、国際間の競争はもっと熾烈に行われています。そのような中で沖繩を選んでもらい企業誘致をするとすれば、どのような条件が必要でしょうか。一つは魅力的なビジネス環境、もう一つは、そこで働く人たちの生活が快適に送られる環境があることです。海外の経済特区の成功例は、その双方にきめ細かく対応しているようです。これらの条件を税制でも後押しするために優遇税制はあるべきではないかと考えます。つまり、企業が憂いなく全力で活躍してもらうことが重要で、優遇税制は進出企業の何を支援すると喜ばれるかという企業目線で作られていることが望ましいと思われまます。例えば、支援されていることを実感できる優遇税制とはどのようなものがあるのでしょうか。幾つか例を挙げてみたいと思います。

例えば、企業が進出に当たって不動産や設備を購入した場合、多額の資金を使っているのに、さらに税金を支払うことはとても大きな負担になります。そのような場合は、資金繰りを支援するために税金を免除したり、軽減することは有効でしょう。さらに、高度な技術研究に多額の費用がかかる場合、製品化して売りに上げるまでには、どの企業も大変な努力をしています。研究費の数パーセントでも税金で負担してくれたら、あるいは高額な研究員の人材確保は困難なので、この企業で働いてくれる研究員の税金を安くできたらどうでしょうか。優秀な人材確保の支援につながるのではないのでしょうか。また、税金とか、手続関係には非常に負担を強いられますが、例えば、難解な法律を読みこなしたり、複雑な計算を行って、そして複雑な書類作成を行わなければならないのですが、このエネルギーを本来業務に使って頂くことが有益だと考えます。特に、ベンチャー企業や中小企業にとっては、管理部門の人材が手薄であることが普通であり、これらの事務作業は大きな負担となります。行政のための手続ではありますが、納税者の視点に立った簡素な手続にすることはできないのでしょうか。

それでは、現在の沖繩の経済特区などの優遇税制はどうなっているのでしょうか。一覧にまとめてみました。先ほど伊達先生のほうで特区の種類をご説明して頂きましたけれども、大きく分けると、国の税金と、県と市町村の地方税を合わせて9

種類あります。そして、それぞれの特区や振興地域によって微妙に受けられる優遇税制が異なっています。参考のために、どれだけの企業が優遇税制を活用しているか、沖縄県の報告書からピックアップしてみました。特区に当たる部分については、国税の優遇税制はわずか、平成27年度では4件しか活用されていません。優遇税制の目玉としている所得控除の活用率が少ない理由は、沖振法で規定されている要件が厳しいことと、数段階にも及ぶ手続きの煩雑さによると考えられます。特区と振興地域を合わせると、国税で一番活用されているのが、投資税額控除と言われるものです。しかし、活用事例の件数は地方税が圧倒的に多いです。なぜでしょうか。地方税の中で活用されているのは、設備に対する税金である固定資産税と不動産取得税の課税免除です。つまり、利益があるかないかに関わらず負担しなければならない設備に係る税金の課税の免除は、企業にとって非常にニーズが高いということを示しています。また、地域で言いますと、情報通信産業地域や産業高度化等地域については、活用事例が多いことが見受けられます。こちらの理由としては、ある程度想像できますが、対象地域が非常に広いということと、県外からの進出企業ばかりでなく地元企業に適用されているということが推測されます。手前味噌ではございませんけれども、地元の税理士の情報の提供、あるいは申告業務の支援ということが非常に影響を与えているのではないかと考えられます。

それでは、主な国の税金の優遇税制の内容を簡単にご説明いたします。所得控除とは、法人税率を掛ける前の一定の所得に40%を掛けた金額を所得から控除する方法です。投資税額控除については、設備投資額の一定のパーセンテージを法人税額から控除する方法です。そして、特別償却は、同じく一定の設備投資をした場合、その投資額の一定割合を経費としてすることができる仕組みです。この三つの優遇税制は全部一度に適用できるわけではなくて、企業が有利と思われる一つの税制を選択することになります。この優遇税制についてある特徴がありますけれども、お気づきになりますでしょうか。国の税金ですね。国税の特徴は、黒字法人や高額な設備投資をした法人にはメリットがありますけれども、赤字法人や高額な設備投資を必要としない法人にはメリットがありません。つまり優遇税制の対象者を、大型の設備を持てる大きな企業を想定していると言えます。この優遇税制を要望した沖縄県は、多分、大型な設備を投資してもらい、従業員をたくさん雇用して、かつ利

益をたくさん出すような、かなり規模の大きな力のある企業をイメージしているようです。いずれ固定資産税も払ってもらい、従業員が増加することにより税収が増えて、法人税もたくさん払ってもらえれば、それに越したことはありません。しかし、これはあくまでも行政目線での理想像です。実際には、先ほどご紹介したように、国税の活用実績はほとんどありません。というのは、県の望んでいるような企業誘致は、残念ながら、まだ今の段階では実績を上げていないと言えます。とすれば、何らかの政策あるいは戦略の転換ということが必要と考えられます。そして、優遇税制の内容も見直す必要があると思われます。企業は現実をシビアに考えています。見通しが立つまでは、むやみに高額な設備投資はしません。企業にとって必要な人材が確保できるかどうかがビジネスの成功の鍵です。一旦人を雇うと簡単に解雇はできませんし、しかも給与の支払は赤字でも発生するため、数合わせの採用というのはいたしません。利益を出せる戦略と確信がなければ、雇用につながらないということです。特に、特区に関しては、特区内で法人を新設するということが要件になっていて、企業実績が未知数のベンチャー法人とか、最初から高額な設備投資をしたり、たくさんの従業員を雇用するということは経営のリスクを抱えることになります。つまり高額な設備投資をし、たくさんの従業員を抱えて、かつ黒字を出す企業を対象とする現在の優遇税制は、活用の実績が出なくても当然のことと言えます。

沖縄の経済特区税制は、優遇税制の主要な要件が沖縄振興特別措置法にあるため、活用するときの問題と税制改正の権利の問題があります。活用するときの問題は、優遇税制の法律の理解に時間がかかる上、解説書や通達などの情報が乏しく、税制についての質問の窓口がないことです。税制に関しても、先ほどからお話がありましたように、ワンストップサービスというのはぜひ必要だと思います。特に、特区地域に進出する企業は、多くが県外や国外からとなるため、情報の提供と支援体制はさらに重要となります。

もう一つの問題としては、税制を改正していく場合の建議のルートに問題があります。沖縄の経済特区に関する税制権利のプロセスは複雑です。優遇税制を規定している租税特別措置法は、沖縄税理士会から日税連を経由して、財務省に改正要望を出します。一方、優遇税制の基本的な要件は沖振法で定められているため、これ

は沖縄県が租税特別措置法とあわせて内閣府を経由するルートで、財務省に改正要望を提出いたします。経済特区税制を改正しようとする場合、この二つのルートで整合性を調整する必要があり、大変面倒です。

沖縄の経済特区の優遇税制から見てくるもの、自治体が誘致したかった企業と実際の進出企業がミスマッチしているのではないかという疑問です。産業集積の検証と是正が必要と思われます。もし、進出企業の規模、業種、技術などが想定内であるとすれば、優遇税制が活用されていない理由は要件のハードルが高いか、あるいは手続が難しすぎるのではないかということを調査してみる必要があります。優遇措置を受けるのであれば、面倒な手続を行うのは当然というふうに職業柄、漠然と思っていましたけれども、海外の企業誘致策を調査すると、手続の簡素化、特に企業の手続の簡素化ですね、非常に気を使って徹底しているということに大変驚きました。行政のための複雑な手続から、企業の立場に立った簡素な手続を追求することは、企業誘致の促進に短期間で効果をもたらすと考えます。その上で、優遇税制に関する情報の提供や手続支援のワンストップサービスを充実させることで、企業は進出をより前向きに判断できるようになるでしょう。

駆け足で説明させていただきました。沖縄経済特区の優遇税制について、少しでも理解を深めていただければ幸いです。ご清聴、どうもありがとうございました。

#### ○コーディネーター（普久原）

鈴木さん、ありがとうございました。非常にわかりやすく沖縄の特区の優遇税制を説明して頂きました。沖縄の特区は、主なものは2002年からスタートしたものが多いのですが、当時、2002年からしばらくは適用する企業がゼロだということで、機能していないのではないかという議論ももつぱらでございました。

#### ○鈴木

事業認定に関しましてですか。

#### ○コーディネーター（普久原）

そうです。特区内ですね。ただ、最近は様々な改正があつて、幾つか適用されるようになってきているということですが、今、鈴木さんのお話にもあったように、特区としてのメインとなる優遇税制が所得控除とか、投資税額控除とか、進出した企業が黒字化して儲かった後に納める税金が軽くなるという仕組みのものが多

くて、でも進出するか否かを決めるには、進出した後に黒字になるかどうか、企業にとっては最大の関心事で、その辺で優遇されている税制と企業側のニーズがミスマッチしているのではないかという議論が従来ありました。今の鈴木さんのご説明にもそれと重なるところがあったかと思いますが、実際に企業の視点に立って、本当に進出したいと思わせるための税制としてはどんなものが考えられるか。つまり制度設計で求められる改善策というのはどのようなものがあるか、鈴木さんのお考えをお聞かせ願いたいのですが。

### ○鈴木

優遇税制は、あくまでも企業を支援するためのものということなので、その税制が主ではありません。どういう産業を核として集積するかという目的がしっかりしていることが重要だと思います。それに沿ってどういう企業が集まるかということが大体集約されますので、例えば、ITであれば、ITの企業活動に資する優遇税制を研究すべきだと思います。例えば、私達もリサーチに色々と行きましたけれども、IT関係については非常に規模は小さくなくてもよくて、そんなに大型の設備投資はしない、たくさんの人を最初から雇うことはないようです。ですけれども、非常に質のレベルの高い人材の教育とか、高度な知識を得るために多額の費用を使って、そういうものに対して支援をする税制が有効だと思います。具体的にそれぞれの特区内の企業の何が必要なのかということをきめ細かく調査する必要があり、パターン化して設備投資だけ、所得控除だけということではなくて、もう少しバリエーションがあつていいのではないかと思います。もちろん研究開発とかも非常に重要ではあると思います。

### ○コーディネーター（普久原）

どうもありがとうございました。皆さん、改めて鈴木さんに拍手をお願いします。続いて桑田さん、お願いします。

## 物流ハブにおける実際の取り組み

報告者 桑田保広 株式会社ANA Cargo 沖縄統括室担当部長

皆さん、こんにちは。私、株式会社ANA Cargo 沖縄統括室の部長をしております桑田と申します。本日は、よろしくお願いたします。

私のほうからは、貨物ハブですね。沖縄貨物ハブとか言われているのですが、そこに関して少しお話をさせて頂きたいと思います。

まず、私どもがANAとして持っている航空機の数ですが、250機ほど持っています。皆さん、ご存じかもしれませんが、旅客機に乗られる際に、実は足元に貨物室があります。貨物に関しては、旅客機の貨物スペースも使いますし、貨物機も使っております。そして、この貨物機と旅客機を合わせて250機ですが、私どもANAは、日本の航空会社で唯一の旅客機と貨物機の両方を持つ会社ということで、コンビネーションキャリアと言っています。

それでは、国際貨物のお話をしたいのですが、沖縄貨物ハブでは、真夜中にぶんぶん飛行機を飛ばしております。海の上を飛ばしており、騒音がないので、皆さん、なかなか夜中に飛行機が飛んでいることを実感されていないかもしれませんが、毎日です。日曜の深夜を除いて週6日、到着10便、出発10便の貨物機を飛ばしております。その貨物機ですが、通常メインデッキに、旅客機でしたら、お客さんの座席があります。ボーイング767という機種であれば、旅客機でシートが2・3・2、通路が2本ございます。ただし、貨物機の場合には、そのシートや上にある手荷物入れとか、全部取っ払ってしまっていて、ここにも貨物が積めるようになっています。ボーイング767の貨物の目安重量ですが、旅客機でも12トンぐらい積めます。私どもの貨物機、お客さんの乗る部分にも40トンぐらい積めますので、約50トンの搭載能力です。これを今12機持っています。ですので、なかなか見て頂くチャンスはないですが、貨物は窓がないというのが特徴でございます。こういう飛行機が真夜中に来ています。

なぜANAが沖縄に来たかという、私どもは日本の航空会社ですから、日本の貨物をアジアに運ぶ、アジアの貨物を日本に持ってくるということですが、沖縄が日本とアジア、特に東アジアを結ぶ真ん中に位置しているという地理的優位性で



ざいます。そして、飛行時間4時間圏内ということですが、これも非常に重要です。沖繩から飛行時間4時間圏内と言いますと、ちょうど日本の北海道までカバーすることができます。具体的に言いますと、千歳から羽田まで飛行機で1時間半、羽田から沖繩まで約2時間半ですので、ちょうど4時間の半径の同心円を描きますと、ベトナムのハノイぐらまで行けますね。そうしますと、アジアですと、韓国のソウル、中国の青島、上海、廈門、広州、特別行政区の香港、台湾の台北などが、全て網羅できます。そして、中国、ASEAN、日本を含めて20億人の巨大なマーケットが存在するということになります。

もう一つのポイントですが、私どものコンセプトは、夜に飛行機を飛ばして、真夜中にこの沖繩で貨物を積み替えることをしています。そのためには、24時間使える空港でなければいけません。ただ、那覇空港というのはご存じですか、24時間空港です。日本には約100の空港がありますが、24時間空港は、千歳、羽田、中部空港、関西空港、北九州、那覇の6つしかありません。那覇空港は24時間飛行機を飛ばすことができるので、沖繩を使うことができたということになります。さらに言いますと、沖繩は24時間通関ができるので、真夜中にも税関に申告することができ、貨物ハブに税関が深夜3時半、深夜5時半の深夜2回、わざわざ来て頂けるというメリットがございます。

さらに、3点目ですが、整備が進む物流インフラに関しては、私どものハブの近くに沖繩県が物流センターを作っています。そして、国も県もですが、企業誘致というテーマが何回も出てきましたが、現にその物流センターに企業が入っています。さらに、そういった企業が増えれば、私どもをご利用して頂けるという点です。

4点目ですが、豊富な国内ネットワークというのは、航空会社にとって非常に沖繩は重要な空港になります。路線数は、21路線あります。この路線数で1番は羽田です。次に多いのは札幌ですが、沖繩に関しては3番目に多いということです。ネットワークが豊富にございますので、沖繩からダイレクトに地方空港に貨物を運び、地方空港からダイレクトに持って来られるという可能性がある。そういったことをリサーチいたしまして、沖繩貨物ハブは、2009年の10月26日からスタートしており、先月で丸7年を迎え、今8年目を迎えています。

ネットワークに関して、「ハブって何？」とよく聞かれますが、ハブとマンゲー

スのハブではありません。沖縄を中心として自転車のタイヤのようなハブ&スポークですね。沖縄ハブを経由させて日本国内から4空港で、アジアは9空港9拠点を合わせて、13拠点を沖縄で結んでいます。ハブということは、毎晩、深夜に羽田から50トンの貨物を積んだ飛行機がやってきます。その貨物には色々な先行の貨物が積まれており、一旦沖縄で降ろして、沖縄から出発する飛行機に積んでいきます。同じように、上海から来る飛行機に載った貨物も、成田、関空、シンガポール、ソウル、バンコクなどに行く貨物があるので、一旦この沖縄の貨物ハブで降ろして、ここから出発する飛行機に載せていきます。要は積み替えをするところですね。それを貨物ハブと言っています。

では、どういった先行の貨物があるかと言いますと、私ども、日本からアジアに貨物を運ぶ、アジアから日本に持ってくるということではなく、ここがポイントですが、実は台湾から沖縄を経由して中国にある青島に持っていかるとか、ソウルから沖縄に持ってきて、積み替えてバンコクに持っていく。これを三国間貨物と言っています。台北は台湾で、沖縄は日本で、青島は中国なので、一、二、三国間貨物です。この貨物の営業はどのぐらいあるかと言うと、その日や月によっても違いますが、全体の30%以上を超えています。ですから、日本の航空会社が日本の貨物だけを相手にしていたら、なかなかビジネスにはならないという環境です。

また、私達の沖縄貨物ハブにとってのさらなるメリットですが、もしこの貨物ハブを、県外の羽田や関西空港に持っていくと、アジアがさらに遠くなる。中心点が右側の方に行ってしまいます。まさに沖縄はアジアに一番近い日本ですから、私どものハブが成功をしてきており、メリットがあるということでございます。

スケジュールに関して、国際貨物は、貨物便で真夜中だけしかやっておりません。真夜中の時間帯にスタッフ約200名が働いています。全て沖縄の方です。この約200名というのが、貨物ハブを始めて新規に雇用できた数です。県民の皆さんを200名程度、新規に採用ができたということになります。ご説明いたしますと、生鮮貨物の輸送をやっているのですが、例えば、北海道の千歳から新鮮なカニが来ます。そうすると、千歳から羽田まで旅客機の床下を使ってやってきます。7時前に千歳を出発した飛行機が、午後9時ぐらいに羽田に到着をして、2、3時間で羽田の0時に出発する貨物便に積み替えて、その貨物が沖縄にやってくるのは2時50分か3時

前です。その貨物、生鮮貨物は、ほとんど今、香港が多いですが、2時間ぐらいで仕分けして、通関をかけて積み替えて、香港便の4時55分の飛行機に載せています。そうすると、沖繩から香港は近いですから、ローカルタイム1時間引いて、7時ぐらいに香港に着いてしまいます。香港空港に着いて、そこからヤマトさんが扱っているクール宅急便ですと、ヤマトさんの香港のセンターに入ってトラックで運ばれると、香港の中心地あたりに昼過ぎには届いています。つまり、前の日にとった新鮮な魚、魚介類、フルーツが沖繩貨物ハブを経由すると、次の日の昼過ぎには香港に届きますので、一般のお客様は夜の食卓で、レストランならば、提供できる食材がこの貨物ハブを使ってお届けすることができることになります。そのスピードが、日本の中では貨物ハブを使うのが一番速いことになります。

貨物ハブ内の施設ですが、那覇空港の一番北の外れにある施設です。その中に2万8,000平米で、サッカーコート4面分のスペースがあります。そして、大体深夜2時過ぎになると、施設の目の前に飛行機がどんどん到着します。貨物機が最大9機停まります。到着をすると、すぐ近くに停まるので、貨物を引き込んできて仕分けして、通関をかけて積み替えて、そしてクール宅急便でヤマトさんの保冷施設がありますので、ここに入れて通関をかけて積み替えて、すぐ飛行機に載せます。これを大体2時間でやります。5時ぐらいに出発させるという機能があるということと、税関の検査施設もあるということになります。

那覇空港の取り扱い実績について、国際航空貨物の取扱量は、使用空港のランキングで、1位が成田、2位が関空、3位が羽田、そして那覇空港は何と全国で4番目に取り扱い実績があります。年間17万4,000トンで、ほとんどは私達ANAが取り扱っている貨物です。私達が貨物ハブに来る以前は、ほとんど取扱量がなかったと。この7年で17万4,000トン、日本全国で4位にまで持ってきました。

そして、国際クール宅急便ですが、皆さんもご利用したことはありますか。その国際版をやっていることになります。先ほど香港の話をしました。香港のお客さんが注文すると、日本全国の生産者からヤマトさんのトラックで近い空港に運ばれて、羽田を経由して沖繩に持ってきて、通関をかけて仕分けして積み替え、香港のお客様には何と次の日の昼過ぎにはお届けできるという、こういう商品が沖繩貨物ハブででき上がっています。

もう一つ、パーツセンターが、先ほどお話しをした、県が設立した物流センター内にございます。これは銀行のATMにも内蔵されている自動で紙幣を計算する機械のパーツセンターが沖縄にあって、東芝さんの関連会社が事業を運営しています。なぜその会社が沖縄に来たかと言いますと、沖縄には私達の貨物ハブがございます。そして、空港が24時間利用で通関ができます。東京あたりに持っていくと、午後4時か5時ぐらいにオーダーをカットしなければいけません、24時間空港、24時間通関ができるということで、深夜ぐらいまでアジアのお客さんから注文をとることができ、顧客対応力がアップしました。また、沖縄は特区ですから、税制面の優遇措置や助成金があることで、今や東芝さんの関連会社が13万点近くのパーツをストックしていて、注文がある都度、深夜、沖縄貨物ハブから主にアジアに向けて輸送しています。

もう一つ、セントラルキッチン構想という沖縄県が構想しているものがあります。今、沖縄貨物ハブを経由して日本全国の生鮮品を経由してアジアに輸出していますが、加工工場を作って加工品にすることで、日本の農水産品を使った消費期限の長い食品を作ることができます。それ以外に、日本産品を使ったサラダのパックや刺身の盛り合わせなどを作って、ダイレクトに香港や台湾のスーパーに納品することを考えています。こういった構想を持っていて、今県とともに進めているところです。

私どもANAグループが沖縄の那覇空港に航空機の整備場を持つてくることが決まっています。MROとは、メンテナンス、リペア、オーバーホールのことです。三菱飛行機のMR Jをご存じですか。三菱リージョナルジェットと言いますが、それを25機ほど、私どもANAは確定発注をしています。その他、ボーイング737、エアバスのA320の整備工場を沖縄に誘致したいと考えています。既に2015年に大阪に会社を立ち上げて、2017年度以降に沖縄に整備工場を持つてきて、ANAの飛行機を整備するのみならず、MR Jがアジアの航空会社に飛行機を販売できれば、その飛行機を沖縄に持つてきて整備することが、私達の最終的な目標です。そうなると、雇用の促進に加えて、なかなか沖縄で航空機整備に携わる方もいませぬから、人材育成が期待できます。また、航空機のパーツはたくさんあります。車のパーツなら数十万点、飛行機だと数百万点のパーツがあるので、そういうパーツ関係の周

辺産業への波及ができれば、沖縄の企業に活躍して頂ける機会があるのではないかと考えております。そして、当然、貨物ハブも使って頂けますので、こういったことをやっていって、沖縄の産業振興とか、沖縄の雇用促進に貢献していきたいと願っています。

最後ですが、今は2016年で、私たちはまだ第2ステージと考えています。第3ステージに関しては、2020年の3月に2本目の滑走路が完成します。そこを第3ステージの終了と考えています。第3ステージには、今お話しをした加工工場の建設や世界的なメーカーの工場の誘致や、海運と連携をしたシー・アンド・エアなどを行っていき、私たちのANA Cargoのビジネスを沖縄で大きく展開していきたいと考えています。

以上でプレゼンテーションを終わらせて頂きます。ありがとうございます。

#### ○コーディネーター（普久原）

桑田さん、どうもありがとうございます。短い時間しかお与えていませんでしたが、駆け足ながら、非常にわかりやすくご講演して頂きました。

一点だけ追加してお伺いしたいのですが、最後のところでおっしゃっていた今までの沖縄のハブの第1ステージ、第2ステージとあって、第3ステージがこれからということかと思いますが、今後の展開に向けて何か足りない、あるいは制約要因みたいなものがあるのかどうか。もしあるとすれば、それはどうすれば克服できるのかという点をご説明願いたいのですが。

#### ○桑田

まず、国や沖縄県に関しては、私達の物流インフラ整備の上では大変支援を受けていて、感謝しております。実は色々課題はあります。まず第2滑走路に関しては、第2滑走路の完成によって、例えば、私達の新しい拠点としてはアジアですから、アジアの新しい拠点、新規の就航地ができることになり、滑走路の完成を本当に待ちわびています。ただ、沖縄発の貨物は、実は物量的にはほとんどありません。ハブというのは積み替え空港と言いました。ほとんどが沖縄をワンタッチする貨物だけです。一番大きな課題としては、いかに沖縄発の貨物を今後増やしていくかということで、そういう仕組みですね。沖縄貨物ハブを経由する、沖縄貨物ハブから搭載する、いわゆる飛行機に積んでも価値のある貨物を今後いかに増やしてい

けるかが大きな課題ですので、そういう仕掛けや仕組みを、今後沖縄に整備して頂ければと思っています。以上です。

○コーディネーター（普久原）

どうもありがとうございます。皆さん、改めて桑田さんに拍手をお願いします。  
ここで一旦、司会の石川さんにマイクをお返しします。

○司会（石川）

パネリスト3名のご報告、コーディネーターの普久原様、時間内にまとめていただきありがとうございます。ここで15分間、休憩をとりたいと思います。スタッフが質問票を回収いたしますので、ご提出いただきますようよろしくお願いいたします。休憩時間にANA Cargoの桑田部長からご報告がありました「沖縄物流ハブ」の紹介DVDをご覧くださいと思います。再開は4時半になります。ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

～ 休 憩 ～

パネルディスカッション

○司会（石川）

これよりパネルディスカッションを始めます。ご質問は質問票で提出していただき、こちらで読み上げて質疑応答で進めていく予定でしたが、昨日、本日まで登壇いただいている皆様と事前打合せをしたところ、ぜひフロアの方から直接、質問を受けたいとのことでした。では、質問者AさんとBさんにマイクをお願いします。

○質問者A

今日は貴重なお時間、ありがとうございます。私の質問は、今後、沖縄県がどのように進んでいけば、大きく日本経済において役に立つのか。日本経済において求められる沖縄の方向性について、教えていただければと思ひまして、浜田さんへご質問いたしました。何かご意見などがございましたら賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○質問者B

浜田さんのお話の中で有効求人倍率の話もあって、これは改善していると。その

ほかにも、例えば、日銀が9月に短観（全国企業短期経済観測調査）を出していますが、沖縄は確かプラス41。全国ではプラス5です。あとは、最近の国勢調査の発表で人口増加率ナンバー1。それから、土地の上昇率も先日発表があって、これもナンバー1だったと思います。このような数値からすると、沖縄の景況感は素晴らしい状況にあると思いますが、アベノミクスが目標としていた姿というのがこの沖縄にあるのではないかと。こういう状況の中、沖縄からアベノミクス、もしくは日本経済に対するヒントというのは得られないものだろうか。そのあたりの浜田さんのご意見をぜひ伺いたいなと思った次第です。

○司会：石川

どうもありがとうございます。次は、徳本様へのご質問です。質問者Cさんにマイクをお願いします。

○質問者C

今日は経済特区の話が出ましたが、経済特区というものは、米軍統治下時代には、アメリカの高等弁務官の布令によって、15日というのを設定されました。これが沖縄初めての経済特区になっております。そのときは外資法とか、全ての法律を全部フリーにしました。そのために極めて自由度の高い自由貿易地域というのがあって、沖縄経済の2割まで支えていた時期がありました。それが復帰してこの既得権益が残ったかといったら、逆の方向になってしまいました。沖縄振興法で自由貿易地域がつくられましたが、あくまで運用は国内法の適用という形で、自由はなく規制がかかってきています。自由度はほとんどなくなってきている。そういうことで逆に、自由貿易地域というのが、非自由貿易地域ではないかというような形です。

これからの沖縄の将来を展望してみた場合には、先ほど浜田先生からアジアの経済戦略の話などが出ましたが、沖縄のポテンシャルとして、アジアを視点に見て、どういう戦略が今後の沖縄の特区として、その展開方法といいたいでしょうか、それについての考え方を聞きたいと思っています。よろしくをお願いします。

○司会（石川）

どうもありがとうございました。私も今回のテーマは大変勉強になりました。私から一つだけ、浜田様に質問をさせていただきます。沖縄経済特区がプラスの経済効果という報告はわかりました。そう考えたときに、沖縄の米軍基地というのはマイナ

スの経済効果の特区と考えていいのか、お答えいただきたいと思います。

では、進行をコーディネーターにお任せしたいと思います。よろしく願います。

### ○コーディネーター (普久原)

今までご質問について、それぞれの方々にお答えいただきたいと思います。

浜田さん、まずお答えいただけますでしょうか。

### ○浜田

一番難しい質問が最後で、私は基地の経済効果について、研究や勉強をしたことがありませんので、具体的には答えられません。ただ、沖縄にとっては、確かに安全の問題、費用の問題、いろんな不便の問題ということでマイナスになっていると思います。しかし、日本全体はずごく利益を受けている。沖縄に基地がなかったら、日本全体が非常に不安定になるかもしれない。そういう面があるわけですね。だから、日本の内地あるいは日本国は、沖縄の方々にかけている不便に対して、それなりの補償のようなことをするというのは、普通の論理だろうと思います。しかし、それがどのぐらいであるのかというようなことについて、私ではあまり答えられません。

次に、日本経済における沖縄の役割と方向性についてだったと思います。一言で言うと、沖縄は他の地域と違ったところを最大限に利用するという事です。まさにANA Cargoのご説明などは、沖縄でなくてはできないことです。沖縄は、地域的に離れている、海に囲まれた、こういう場所に位置しているということが、一番重要だと思います。先ほど、米軍基地が長く駐留していたことを考えると、沖縄の人々はもう少し英語ができるようになってもいいと申し上げました。そういうことも利用して良かったのではないかと思います。

経済学者のリカードは、それぞれが個性を発揮して行動できるようにすれば、それだけ知恵も技術も意欲も集まってくると言った人です。先ほど、私が質問ではなく意見を言ってくれと言ったのもそういうことです。このような講演会や会合で、講師は専門家で、フロアーの皆さんは知識として習いにきたというというのは非常に古い考え方です。アメリカだと、5分程度、僕が話すと「浜田は違う」ということを言ってきます。



先ほど、質問者からアベノミクスが沖縄で一番成功しているのではないかと、非常に心強い援軍が現れたみたいですが、日銀ではなくて地域動向調査で見ると、有効求人倍率は、やっと1になったばかりです。ここでやめてしまっただめです。要するに、職の欲しい人と職とが1対1ではマッチングの問題がありますから、必ずいい職が見つかるということにはかなわない。様々なレベルからみて、沖縄はまだまだ改善する余地があるだろうと思います。ただ、方向性は、僕が2、3年前に沖縄を調べ、北海道を調べているときは、何か非常に情けないような数字がたくさんグラフで並んでいた。それがなくなったということは、アベノミクスについての効果であり、沖縄経済にとって大変いいことだと思います。アジア戦略についても、やはり沖縄がここに位置していて、ほかの地域ではできないことに対して、最大に利用するというに尽きるのではないかと思います。

○コーディネーター（普久原）

どうもありがとうございました。

続きまして、徳本さん、お願いします。

○徳本

ご質問していただきまして、ありがとうございました。とても難しいご質問であると思います。これにつきまして、私の考えを述べさせていただきますと、おっしゃっておられましたように、いわゆる復帰以前の自由貿易地域の自由度が高くて、そういう意味では、復帰をして、現在の沖縄振興特別措置法上ではかえって規制が強くて、さまざまな自由度がなくなり、そのような状況下で、今後のアジアにおける展開などをどのように考えるとよいのだろうかということがご質問であったと思います。

復帰後の現在の状況、そして特区につきましては、沖縄振興特別措置法の規制が及ぶという現状を前提として考えてみますと、現在の法律の中で、基本的には自由度を高めて規制を緩和するという方向になるだろうと思います。先ほど四つの提言を述べさせていただきましたうちの4番目ですが、沖縄振興特別措置法には地域振興法としての特殊性がありますので、一定の規制というのがありますが、沖縄が今後、日本全体の中でさらに発展していくということの中で、各種施策の先行実施とか、沖縄独自の政策の実現というものも増えていくだろうと思います。そのときに、

そういうものを取り込みながら自由度を高め、規制を緩和するような趣旨で現行法を解釈していく。しかし、解釈していくときに、やはり1条の目的に関する条項がございますので、ここをどれだけ弾力的に解釈できるかというところが出てくると思います。そこをもし打破と申しますか、乗り越えようとするれば、1条についても改正を行うということがよりよいと思われれます。そのような現行の沖縄振興特別措置法を通じて規制を緩め、自由度を高めていくことが一つあると思います。

もう一つは、提言の中の2番目に述べたことなのですが、自由度が高く、特区としても機能している諸外国の特区、特にアジアではなくて、欧州ですとか、今日はマデイラ、アイルランド、ABA、オーストリアを紹介しました。例えば、遠隔地にある特区と協定を沖縄の特区が結びます。結ぶことによって、結果的にアジアにおける周辺のシンガポールや台湾や上海よりもより魅力のあるメリットを、沖縄が協定によって得るということが一つの考え方としてはできるかもしれません。それらを組み合わせることによって、おっしゃっておられましたような不自由さを克服できるのではないかと考えました。以上でございます。

#### ○コーディネーター（普久原）

徳本さん、どうもありがとうございます。

あとは、実はお名前を書かれていない質問がありまして、でも非常にいい質問だと思いますので、私のほうから代読させていただきたいと思います。

まず1つ目は、浜田さんに対するご質問です。現在の各国の関係は、冷戦時代の経済ブロック圏を形成していた時期に戻ろうとしているように見えますが、浜田先生のご見解をお聞かせくださいということです。お願いします。

#### ○浜田

これも難しいですね。大統領選でトランプが勝つと保護主義に向かっていくと思いますが、多分負けるとは思いますけれどもね。僕は、別に安倍先生を弁護するわけではないわけですが、立憲というか、議会民主主義の上に立って、数の上で、投票で決めては悪い、といったら何でもストップするわけです。強行採決というのを一部のメディアがあまりにも大きく非難するのは、僕は民主主義を理解してないのではないかと思います。次の選挙で勝ってくださいということになるだろうと思いますが。

その話は別として、日本がTPPを批准すると、一部の人にはしわ寄せがいきますが、国民全体は安い食料が食べられたりして、いろいろいいことです。アメリカがどうするのかは全くわかりませんが、もう一度審議し直すか、テーブルに戻ってくるようになれば、世界はすごく自由貿易に近くなるわけです。それなりの問題はありますが、全体とすれば世界の資源が有効に活用できるようになる。そういう意味で今のご質問には、ノーであると思います。

#### ○コーディネーター（普久原）

どうもありがとうございました。

次は、桑田さんへの質問です。沖縄国際物流ハブの今後の課題について、輸量量の増加、輸送コストなどの面で課題についてお聞きしたいとのことです。また、政府のワーキンググループにおいて、農産物輸出拠点を那覇空港近辺に整備することを提言されましたが、その課題についてもご教示いただきたいということです。

#### ○桑田

輸量量の増加とコストという話がありましたね。答えられるかなというのがありますが、まず、国が主管した最後の農林水産業の輸出力強化ワーキングへの質問だと思います。このワーキンググループに、私どもANA Cargoの社長が有識者として参加いたしました。通常、こういう国のワーキングへは、業界や団体の代表が出ると思いますが、私ども民間企業の社長が参加させていただいて、那覇空港を日本の農水産物の拠点、輸出のゲートウェイということで、今後の機能強化や環境整備がしっかりと話し合われたと思います。

その中で輸出力の増加ということで、環境的にいいますと、実は私どもの取扱量は17万4,000トンという話をしたのですが、その前年度よりも少し取扱量が落ちてしまいました。ほとんど横ばいに近いです。やはり中国の景気の減速だとかで、その周辺諸国からの貨物も出なくなってしまうというのが現状です。そんな中で輸出力強化ワーキンググループとしてアジア経済戦略構想を沖縄県がやっている中で、物流貿易部会というものがございまして、私どもも沖縄から参加させていただいております。その席上で私たちの提言というか、これからやっていきたいこととして、沖縄ですので、沖縄を経由するだけではなくて、沖縄を利用することで価値のある貨物を増やすために、空港周辺に生鮮の中小の企業が共同で利用することができる

ような保冷施設、これは仕分けをするとか、加工するということもあります。国際物流拠点産業地域、空港の隣に旧FTZもありますが、実は空港とはつながっておりませんので、貨物地区、空港の貨物と直接つながる搬送路や道路をつくってくださいとか、例えば、中国の空港からダイレクトに沖縄に入ってくる小さい飛行機でも生鮮品を運ぶことができる保冷機材や保冷用機みたいなものの開発を積極的に今後やっていただきたいという、より具体的な提言をして、貨物量の増加を図っていきたくて考えています。

コストについては一生懸命頑張ってやっております。コストに関しては、よく船と比較されますが、その輸送コストに搭載できる重量を割るとすると、貨物機は50トンです。船が1万トンです。コストを落とすためには、日本全国の農水産品を一気に沖縄に集めていただいて、物量が増えてくれば、よりコストを下げられ、品質が向上するということにつながると思います。以上です。

#### ○コーディネーター（普久原）

どうもありがとうございます。

続きまして、最後の質問です。これは伊達さんに対する質問です。非正規雇用とは、期間の定めのない雇用を指すのか、視察した欧州の事例は同じ性質のものと考えてよいのかというご質問でございます。

#### ○伊達

ご質問ありがとうございます。従業員のところでお話しした内容のご質問だと思います。非正規雇用ということで期間の定めがないという意味では同じかもしれませんが、元々の根本的な法制度自体が、日本と欧州は異なっております。例えば、日本の中で、沖縄の経済特区ですと、先ほどもお話しした沖振法という法律と、その上に日本法があります。他方で、ヨーロッパですと、ドイツやオーストリアでは正規雇用が多いという話をしました。例えば、ドイツですと、ドイツ法の上に、超法規的な国家の上にEU法というEU全体の地域の各国が従う法律があります。そこでのEU指令ですとか、EU法という形で、法の適用の在り方が、まず根本的に両者では異なっております。労働者に関しては、オーストリアでは、労働生産性がEUで第3位とか、共同生産のコストがかなり低下しているとかで、視察に行ったオーストリアは、EU内でも特に、失業率を低い水準で維持しています。

私の専門にしております会社法的な観点でいうと、ドイツなどでは、従業員を保護するための制度が会社法の規定に取り込まれておりまして、労働者の代表者を会社の取締役会に組み込むという法制度自体があり、そもそも様々なところで法律が異なっております。そういう違いが背景としてあるということになると思います。

○コーディネーター（普久原）

どうもありがとうございました。

○浜田

ちょっと1分、よろしいでしょうか。

○コーディネーター（普久原）

はい、どうぞ。

○浜田

日本は昔、ものづくりの社会で、外で若いときから安い賃金で生涯、年功序列で賃金上がることを期待しながら、様々な技術を身につけました。そこで、内部の様々な情報で、みんなが協力して働けるような雰囲気をつくった。それがものづくり社会の労働形態で一つの理想とされていましたが、今はそういう社会ではなくなってきたのではないかと。ですから、なるべく正社員を増やせという見解には、必ずしも賛成できないわけですね。やはりみんなが自由にそれぞれ能力に応じたところで働いて、その同一労働、同一賃金は非常に重要ですが、正社員を増やすことが進歩だとは決して思いません。だんだん年をとってきて、僕のように少し能力が悪くなったようなときに、一番高い賃金をとるというシステムが、日本社会を硬直化させているのではないかと思わないでもないわけです。そういう意味で、非正規が増えることは全くいいことだと思います。

○コーディネーター（普久原）

どうもありがとうございました。

もっと紹介したい質問がありましたが、時間の都合上、一旦ここでフロアーからのご質問は、終わりたいと思います。

最後に、パネリストとそれから基調講演をなさった方々、皆さん一人ずつ、沖繩経済への、特に特区に関する制度設計の面でご提言をいただきたいと思います。1人5分ずつお願いしたいと思います。最後に浜田さんに、これは特区に限定せずに

沖縄経済全般への提案という形で頂戴したいと思います。

まず、伊達さんからお願いします。

### ○伊達

提言に関しましては、報告まとめのほうにも書いておりますが、例えば、沖縄経済特区に関しましては、沖振法が10年の時限立法ということで、なかなか10年ごとに内閣府などと交渉を重ねていって、どうなるかということが、その段階で異なってきます。そういう意味では、長期のスパンでできるような法律の体系が構築できないかと思っております。

徳本先生などもご提言されているワンストップサービスというのも、研究グループでは、かなり興味を持っている分野でありまして、例えば、2012年の沖振法改正前には、ワンストップサービスを含むような規定自体が沖振法の中に存在していましたが、実際は活用があまりされていないということで、規定自体が削除されたという現実がございます。その結果、現在は沖振法でワンストップサービスの根拠条文が存在していないという状況です。ただ、最近の報道、琉球新報の紙面でも掲載されていましたが、商工労働部でワンストップサービスの構想が立ち上がっているということで、沖縄県の方にもお話を伺いに行きまして、県外でも東京や関西など、様々なところにワンストップサービスのような窓口ができつつある状況で、沖縄としては東京よりも関西の状況を念頭に置いて構築していきたいというお話はしております。ただ、根拠条文がないということで、沖振法の中で仕組みとして取り組めるような制度設計を考えるべきではないかと考えています。

他の視点では、提言のまとめということで配布資料の39ページにまとめて書いていますが、個別具体的には幾つかございます。例えば、沖縄経済特区では、国内企業、すなわち県外企業の誘致がかなり盛んに行われていますが、外国企業の誘致は、ほとんど行われていない。そういう意味で、外国企業を誘致してくるところで、台湾の企業がうるま市に進出はしておりますが、それも飛躍的に増えている状況ではない。もう少し有機的に県内企業と連携したりすると、国外企業や外国企業の誘致ということも有効ではないでしょうか。その際には、ワンストップサービスで、語学に堪能な職員などのサポートも必要になってくると考えております。

また、配布資料の「国際時代における人材育成とネットワークの構築」について、

結局、経済特区でも、人材がとりわけ重要であり、私なりの人材育成は、沖国大で教えているので、学生達を国際化時代に対応できるような人材に育て上げたい。それをモットーにやっています。ゼミの中でも100%就職を達成できるような様々な取り組みもしておりますし、学外の企業、株式会社ANA Cargoへもゼミ生と企業見学に伺わせていただきました。大学と企業の連携や、社会とのつながりを意識した授業など、人材育成も考えて、学内だけでとどまらず、学外、ひいては国際的に留学なり、様々な形で交流して、人材育成をしていく機会を作っていきたいと考えております。

○コーディネーター（普久原）

伊達さん、どうもありがとうございました。

続きまして、鈴木さん、お願いします。

○鈴木

それでは私のほうからは、2点申し上げたいと思います。

一つは、伊達先生と同じようにワンストップサービスです。こちらの方を私は税制の観点からですけれども、経済特区の税制や手続関係については、専門的な仕事をしています税理士でも非常に解説すること、あるいは手続を速やかにしていくということが、研究しないと非常に難しい、判断に苦しむという場面が多々ございます。ですので、これらを企業進出、あるいは関係者の皆様、あるいは行政の窓口の方にとっても分かりやすいものにするために、ワンストップサービスというのがあって欲しい。

それからもう一点は関連しますけれども、税制の改正、沖振法にしても、租税特別措置法の改正にしても、大変プロセスが複雑です。それで、沖縄県の方からご提案するときも、地方税のみならず国税の分野まであわせて内閣府や財務省に持っていけないといけない。税理士の方は、日税連や財務省に持っていかなければいけないというときに、非常に悩みといますか、弱い部分だなと思いますのが、理論武装ですね。その分野が地方はとても弱い。国を説得できるだけの理論武装が税制に関しては、まだまだ未熟な点があると感じております。ですので、税理士だけではなく、これは県だけでなく、各市町村、自治体、経済界、それからその他の法律家などの各分野の専門家、関連する団体の皆さんと協働した税制に関するシンクタ

ンクのようなものをつくって、その場しのぎではなく、それを恒久的に発展させて、成熟させて、国ときちんと議論ができるように力をつけていきたい。これは遠い将来、要望ですけれども、そういうふうに思っております。以上でございます。

#### ○コーディネーター (普久原)

どうもありがとうございました。

続きまして、桑田さん、お願いします。

#### ○桑田

私ども、既に那覇空港に位置する特区に進出しておりまして、貨物ハブというハードインフラを利用させておりますので、日本政府からも沖縄県からも大変ご支援をいただいております。あえて言わせていただきますと、私からは「沖縄よ、真のアジアのハブになれ」ということをお伝えしたいと思えます。

アジア域内の物流拠点となること、これからは、例えば、日本の拠点との比較ではなく、アジアの都市との比較においても、突出した優位性や差別化を図れるような特徴を持つことが必要になってくるのかなと考えております。これまで沖縄は、日本とアジアを結ぶ上でのハブとして、その優位性に着目されてきており、私どもも多くの皆さんから応援をいただいておりますが、徳本さんもおっしゃっていただけけれども、これからはシンガポールや香港など、いろいろありますね。上海、釜山、台湾であれば、基隆（キールン）、高雄（カオシュン）もそうですが、これらは港にもなりますが、十分対抗できる特徴を持たなければ、真のアジアのハブとはならないのではないかと考えています。

また、アジア全域を対象とした規模観で今後の戦略を考えることによって、今の沖縄に本当に必要なものが見えてくるのではないかと思っております。私たちもアジア域内に、日本とアジアを結んだ13拠点を持っていますが、さらに就航地を模索しており、具体的な提案もさせていただいております。海上輸送に関して、海運業者様もいらっしゃると思いますが、実際、私も年間250回ぐらい視察をしまして、外資系企業の方々もいらっしゃって、その日本の代表の方から言われたのですが、例えば、沖縄に大規模な工場をつくとすると、桑田さん「そこに原料を持つてくるのはコストのかからない船でないと成立できないよ」と。「あなたの説明を聞いて、空路に関しては十分わかった」、でももう少し船も必要というお話がございま



した。ただ、海運の皆さんがいたら申しわけないですが、RORO船で台湾の高雄まで持って行き、そこで大手の船会社でどこでもつないでいけるというのは、一生懸命つくっていただいたとは思いますが、今後さらに加速化していく必要があるのかなと思っています。

ですので、海上輸送においても、日本アジア間のみならず私達がやっているような三国間、ある程度大きな規模の拠点化を図らなければ、大規模工場の誘致や、完成したものを大量に運ぶということは、なかなか難しいかなと考えておりますので、「沖繩よ、アジアのハブになれ」ということで、私たちも一緒に事業を進めていきたいと思っています。以上です。

#### ○コーディネーター（普久原）

ありがとうございました。

続きまして、徳本さん、お願いします。

#### ○徳本

私からは、私のレジュメの13ページに「5. 人材育成と法学教育」と「6. 結び」の項目であげておりますけれども、幾つかの提案といたしましては、一つは沖繩では既に企業誘致などに積極的に取り組んできておられるわけですが、これをさらに発展させるために、沖繩県庁、名護市役所、NDAなど、あるいは沖繩県庁内の各部局間における連携というものを、さらに一層進められていかれるのがよいと思われま

す。それから観光以外の特区との関係も、法制上は別の法が根拠法になっていると思いますが、マデイラの例もそうですけれども、例えば、そこに観光に訪れて、マデイラワインがあって、きれいな自然があって、楽しみながら、そこに投資もしたいと考える方も多くあると思うので、そういう観光と切り離すことはなかなかできないというのが実際としてはあると思います。ですから、これらを統一的、一元的に捉えていくということが、まず一つ大事なかなと思います。それから税理士会や税理士事務所の専門的な事務所などとの連携も、特区に企業が進出するに当たりまして、ワンストップサービスを得るにあたっては重要になるだろうと思われま

す。それから二つ目としましては、近隣のアジアの特区というものをどうしても意識しないとイケません。そこには競争があるわけですから。企業誘致の競争があるわけで

す。そういうときに、沖縄がさらに強さを増すためには、私はアジアを離れた遠方の、しかし世界的に非常に機能的に活動している特区と協定を締結されるのがよいのではないかと思います。最近は、例えば、証券市場におきましても、証券取引所自体が提携を国際的に結ぶという現象が見られており、こういう特区の管理運営主体間の締結も非常に有効ではないかと思われます。

それから、これはハードルとしては高いのかと思われますけれども、特区域内における紛争処理の特別なあり方、これは上海では既に仲裁によってそれを解決する仕組みが取り入れられておりますし、諸外国におきましては、国連の委員会がつくりました、商取引に関する商事仲裁などによるべきというものを特区法の中で規定している特区もありまして、そういうものが投資家にとっては、進出先の国の法律に縛られずに、仲裁判断などで紛争処理ができるのならば、より投資したいというインセンティブも増えますので、そういうことも考えられるとよいのではないかと思います。

それからもう一つは、やはり沖振法の目的条項のところを特に弾力化して、各種施策の先行実施や沖縄独自の政策の実現ということに対応できるようにする、そういう柔軟な解釈や、場合によっては改正などが重要ではないかと思われます。

そして最後になりますが、やはり人材育成という面で、私自身は私の教育上の経験から、沖縄で多くの学生に講義をする機会がございました。そのときに、実は私は学部学生、ここにも卒業生の方をお見かけしますが、出られた方はおわかりだと思いますが、私は学部だからここまでを教えようとか、大学院だからここまで教えようという、そういう限界を一切設けませんでした。つまり学部であっても、今の法科大学院や大学院で習うようなことを平気である意味教えておりましたが、皆さん、積極的に取り組んでこられて、非常に優秀な可能性に富む方が多いと思います。ですから、そういう方を、レジュメ13ページの5に書きましたような、未知の内容についても答えを出していられるような形の法学教育ができるとよいと私自身は思っています。そういう方が育っていければ、単に沖振法のあり方だけではなく、それを離れたところで諸外国の法制なども比較しつつ、新しい沖縄の発展に資するよう導いていられる方が育ってくるのではないかなと思います。以上でございます。

### ○コーディネーター（普久原）

どうもありがとうございました。

それでは、最後に浜田さん、お願いします。

### ○浜田

最後に徳本さんが言われたことは、非常に重要だと思いますね。日本では段階があって、これは初歩で勉強すべきことで、後で高度な論理なり、数学なり、様々な意味で高度なことを学ぶ。しかし、アメリカの大学教育、特に学部の大学教育が非常に優れていると思います。我々は学者になりましたけれども、社会で体験する様々な問題について、どういうふうの問題を解決していくか。それは人間関係なども含めて解決していくか。そういうことをいろんな形で教えてくれる。日本は聖徳太子が何年に生まれたとか、そういうものができている人は成績がよくなって、財務省などに行って偉くなるわけですが、そういう能力でないことが人生にはもっとも必要である。そういうことで、学部の学生だろうと、大学院の学生であろうと、というところは、非常に意を同じくすることがあります。

私は17、8年前だったと思いますが、沖縄に来たときには、まだ特区というのは、こういうふうによれば、こんなことが起こるだろうという段階で、具体的に様々なことが行われていなくて、私は理論的、あるいは法律と経済の関係ということで、特区は大変おもしろいということで、知的には非常に興味を持ちました。けれども、今日お話を伺ったような具体的な問題、物流の話などは、まさに「血湧き肉躍る」光景が生まれてくる。そういうお話は、以前は聞けなかったのですが、今日は実際にやってみて、何がうまくいかないかということまで我々の認識が進んできたということは、大変喜ぶと思います。それから沖縄の街がきれいになって、経済指標もずっと良くなってきているということも喜ぶと思います。

最後に申し上げたいことは、一つは、戦後に経済学が数理的なテクニックで進歩した時代がありまして、そのとき、オペレーションズ・リサーチといった作戦計画という名前で行われたものに、リニア・プログラミングという、線形計画という手法があります。そこで一番の問題というのは、輸送問題、トランスポートーション問題です。ここでこれだけ生まれていて、行くところは兵器でも何でも、野菜でもいいですけど運ぶ。そういったときに、どういう道筋で運んだらよいか。普通

にやると割と簡単にできますが、例えば、倉庫に入れておくと固定費がかかるとなったら、幾らでも難しくなるわけです。そういうことが、いわば近代経済とか、そのころ言われた経済学の数理的な発展に非常に大きな影響を及ぼしたということを今回で思い出しました。僕はANAに乗ると、どんなワインが出て、というようなことで寝てしまうのですが、それ以外の面で、非常に戦略的、あるいはオペレーションズ・リサーチ的な、どういうふうに数理的アプローチや政治的アプローチなどを使って沖縄基準にしていくか。

また、感心しましたのは、桑田さんは非常にコピーライターとしての才能があって、僕は参与になる前は勉強ばかりしていましたから、どういうふうに表わそうと同じだろう、本質がよければいいと思っていましたが、政治家などを説得するときに、イメージをうまく見せて、覚えやすい言葉が必要です。もう一度、先ほどのフレーズを言っていただけますか。

#### ○桑田

「沖縄よ、真にアジアのハブになれ」

#### ○浜田

どうもありがとうございます。そういう感じで、アメリカは教育されたわけですよ。弁論大会に行かなくても、クラスでそういうことが言える学生が良い大学生として育てていくという感想を持ちました。

それからもう一つは、この間、釧路に行きまして、鈴木和子さんのお話を聞いて感じたのですが、税理士の役割が非常に重要であります。ただ、正確に伝えるだけではなく、どういう企業が儲かっているかを一番知っているのも税理士であるということですね。それから、オリンパスの話もありますけれども、間違いを見つけるというのはものすごく難しいことで、情報の経済学という難しい話をしても、どうしても会計で人が嘘をつかないようにさせるにはどうしたらいいかというので、なかなか正解がないような問題です。会計学というのは、非常に重要な問題になってきているということ。粉飾決算、それから車のフォルクスワーゲンの話とか、みんなそういう情報の問題になっているわけです。

ただ一つ申し上げておきたいところは、沖縄は税金が安くなって、損をしても投資した人にもお金が返ってこいというのは少し虫が良過ぎるのではないかと思うの

ですが、我々はやはり儲かるようなプロジェクト、平均的に儲からないようなところに投資されては困るわけですね。そういう点も考えていただきたい。

それから沖繩だけが一種の特別な特区などができるというのは、歴史を考えると当然だということになると思うのですね。アメリカで女性とか、黒人が差別されてきた。そうすると、アフーマティブ・アクションというのがありました。女の子だったら点数が悪くても、黒人ならば点数が悪くても入れる。「そんなことは白紙から始めたら全く不合理ですよ」と白人は言うわけですね。今まで学校に行けなかったような人が開発されるということは、いい役目を果たしたと。そういう意味で、特区における税金の減額などというのは、そもそもここにあると思っはいけない。他の地域の人から見れば、やはり平等にあるのが原点であって、それをある理由によって下げているということは考えていただきたいと思います。

最後に説明しますと、対等にフロアーと議論できるようにというのは、討論会が本当に成熟したことの証であると。だから講演に行くと、みんながいろいろ言うてくるようになったら、講演会は成功したと言うわけです。ただ、「さん」付けの話は、実は稲福所長のアイディアでして、私のアイディアではないです。湯川秀樹という有名な先生が京大でやったことは、お互いに先生というのをやめようと。あまりいい仕事もしてないし、先生でも何でもないのでないかと。それから青木昌彦さんという経済学者で世界的だった、亡くなられた方が経産省で言ったことは、お昼にサンドイッチを持ってセミナーをお昼の間にやろうということと、先生とは呼ばないようにしようと。ですから、これは非常にいい習慣だと思います。

#### ○コーディネーター（普久原）

どうも浜田さん、ありがとうございます。

パネリストの皆さん、本当にありがとうございました。皆さんのお話を拝聴して、特にパネリストの皆さんが共通している部分があって、企業の進出を促すためには、まずワンストップサービスが重要だという話は、何人かの方のお話で共通していたかと思います。法務や税務の専門家に1カ所で相談できる。進出までの様々な手続も相談できるということは、これから沖繩がもっと改善でき、取り組みやすい分野ではないかと、お話を聞いて感じました。

それから桑田さんのお話を聞いて、沖繩の地理的優位性を生かしたビジネスとい

うことで、国際貨物ハブが非常に魅力的に展開されていることがよくわかりました。同時に、アジアの同様な場所と競争するには、いろんな面でハンディがあるということもわかりましたけれども、それらを克服するような制度設計をこれから県民同士が議論を深めていきたいと思います。

浜田さんを初め、徳本さん、それから皆さんも特に人材育成の重要性についても強調しておられました。その点についても、特に複数の学問分野にまたがるような経験をすることで、未知の領域に対処できる能力が培えるのではないかとということが、非常に示唆的であったと思います。浜田さん、それから徳本さん、鈴木さん、桑田さん、伊達さん、本日はどうもありがとうございました。

ここで司会にマイクをお返しします。

#### ○司会 (石川)

大変ありがとうございました。主催する側としては、時間の制約の中でいかに皆さんが満足していただけるのか、工夫をいろいろしてきましたが5分程超過してしまいました。皆さまには、申し訳ございませんが、もうしばらくおつき合いいただきますようよろしくお願いします。最後に当研究所所員の脇阪明紀教授に閉会の挨拶をお願いします。

#### 閉会挨拶

##### ○脇阪明紀 沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部教授

沖縄法政研究所主催、第15回シンポジウム、法律学と経済学の交錯は、ここに無事終了いたしました。遠路はるばるお越しいただき、基調講演をしていただきました浜田先生と徳本先生に深く御礼申し上げます。それとともに、大変お忙しい中、パネリストをお引き受けいただいた皆様方にも深く御礼申し上げます。また、コーディネーターの普久原さんには大変ご苦勞をおかけいたしました。誠にありがとうございました。我々法政研スタッフ一同、心から皆様方に感謝する次第でございます。さらに、お忙しい中、本シンポジウムにお越しいただきました皆様方にも、誠に感謝いたします。どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い致します。それでは、本シンポジウム、閉会といたします。ありがとうございました。

#### ○司会 (石川)

最後にもう一度ご登壇いただきした皆さまに大きな拍手をお願いします。そして長時間に亘りご参加いただきました皆さまに感謝申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

